

議事日程第3号

平成23年3月11日（金曜日） 午前8時58分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（6番～8番）

日程第3 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第22号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案の委員会付託 7件

議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算について

議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定について

日程第5 議案の審議及び採決 6件

議案第10号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議案第11号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第13号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第14号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について

議案第22号 工事請負契約の締結について

出席議員（11名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇	11番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員 (1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 公 夫	副 町 長	竹 内 正 康
教 育 長	丹 羽 一 仁	総 務 部 長	山 田 儀 雄
民 生 部 長	瀬 瀬 久 美	建 設 部 長	松 岡 学 一
教育担当参事	渡 辺 義 弘	まちづくり 担 当 参 事	堀 智 考
総 務 課 長	田 中 康 文	企 画 課 長	鍵 谷 昌 孝
まちづくり課長	奥 村 悟	税 務 課 長	日 比 野 優
住 民 環 境 課 長	伊 佐 治 徳 保	保 険 長 寿 課 長	山 田 徹
福 祉 課 長	若 尾 要 司	農 林 課 長	安 藤 信 治
上 下 水 道 課 長	伊 左 次 一 郎	建 設 課 長	吉 田 隆 博
会 計 管 理 者	藤 木 伸 治	学 校 教 育 課 長	田 中 秀 典
生 涯 学 習 課 長	玉 木 幸 治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐久間 英 明	議 会 事 務 局 書 記	加 藤 暢 彦
--------	---------	------------------	---------

開議の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いをいたします。

なお、前回に引き続き、広報係及び新聞関係等々、写真撮影を依頼しておられますので、そ
の件につきましては、議長として許可をいたします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6 番 大沢まり子さん、7 番 岡本隆子さんの 2 名を指名します。

一般質問

議長（鈴木元八君）

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、町政一般に対する質問を行います。

受け付け順に従って発言を許します。

なお、質問・答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

6 番 大沢まり子さん。

6 番（大沢まり子君）

おはようございます。

議長にお許しをいただきましたので、2 点についてお伺いいたします。

まず初めに、地デジ対策についてでございます。

いよいよ本年 7 月 24 日に予定されております地上テレビ放送の完全デジタル化移行、地デジ
化まであと 40 日を切りました。総務省は、1 月 21 日、期限内での実現が懸念されている難視聴
対策の進捗状況を発表しました。それによりますと、都市部に多いビル陰などの影響で受信障
害を受ける地域は 830 万世帯あり、地デジ化率は約 89%、アパートやマンションなどの集合住
宅、約 2,070 万世帯の共聴施設も約 95%が対応済みとしました。

昨日テレビを見ておりましたら、対策の進捗状況を放映しておりました。岐阜県は全国2位ということで、かなり進んでいるものと思われまます。しかし、地デジ化の100%となりますと、簡単なものではありません。

昨年、9月時点で普及率が90.3%となった地デジ対応受信機は、家電エコポイント人気による地デジ対応テレビの売れ行きの好調も手伝って、普及率の上昇が見込まれました。その一方で、現在もデジタル未対応の世帯は、総務省によれば200万から250万世帯に上るのではないかとされています。高画面や注文などの双方向機能を楽しむためには、新しいテレビが要ります。しかし、映像だけを見るのであれば、専用チューナーを従来のテレビにつなげればいいので、政府は、生活保護世帯などを対象に約300万台のチューナーを無償配付する予算を組んでおり、制度を広く知らせることが大切となっております。特に、低所得・高齢者世帯のデジタル化はおくれており、総務省は、NHK受信料の全面免除世帯に対してもチューナーを無料給付しておりますが、市町村民税の非課税世帯にも給付の対象を広げた取り組みも展開しております。

しかし、対象拡大に対して、非課税世帯を総務省が把握することは法律上不可能で、各市町村での対応が頼りとなることから、各市町村での体制が重要となってまいります。このほか、デジタル機器の扱いが苦手な高齢者世帯などに対するサポート体制の強化が強く求められております。総務省では、完全移行に向けた最終行動計画も明らかにしており、それによれば、ボーイスカウトや民生委員などで構成する全国20万人規模の地デジボランティアが、高齢者世帯などに声をかけ、移行への最終国民運動を展開するとしております。このほか、地デジ移行の前後2ヵ月間、市町村単位で臨時相談窓口を1,000ヵ所程度設置する方針なども示しておりますが、地デジ難民を出さないためには、万全の移行対策が不可欠であります。

また、受信機の普及とあわせ、特に重要となるのが回収をめぐるトラブルや不法投棄への対応であります。テレビを処分するには、15型以下で1,785円、16型以上で2,835円のリサイクル料がかかります。回収業者を使う家庭が多いと思いますが、料金をめぐるトラブルも多発しております。高齢者に法外な料金を請求する業者もあり、住民への注意喚起が必要であります。また、街角で不用品無料回収の旗を立てた業者も目につきますけれど、その実態は、不透明なケースもございます。

そこで、深刻なのが不法投棄の問題です。廃家電の不法投棄は、2001年の家電リサイクル法施行で、17万件を超えた2003年をピークに減少していますが、2年前から再び増加していると言われております。当然テレビが最も多く、6割を超えていると言われております。日本の家庭には、1億台以上のテレビがあるとされており、2台目、3台目のアナログテレビが今後不法投棄に回る可能性は十分に考えられます。行政は監視を強めるとともに、回収業者などが不法投棄した場合には、罰則を厳しく適用すべきであります。期限内に全世帯が受信可能になる

ように我が町の取り組みについてお伺いをいたします。

一つ目に、町内のデジタル未対応の世帯数、難視聴対策の進捗状況についてお伺いいたします。

二つ目に、低所得者のデジタル化への取り組みと高齢者世帯へのサポート体制はいかがでしょうか。

3番目に、地デジにかかわる総合窓口の設置についてお伺いいたします。

そして4番目に、テレビの回収をめぐるトラブルや不法投棄への対策についてお伺いいたします。

この4点についてお答えください。

次に、空き家対策についてお伺いいたします。

少子・高齢化や人口の減少が進む中で、空き家が全国的にもふえております。総務省の2008年住宅土地調査によりますと、空き家は約757万戸で、総住宅数に占める割合は約13%に上っております。

空き家対策には、二通りあると思います。一つには、借り手を確保するため、空き家物件の情報などを提供するなど有効活用への道を模索することです。高齢化が進む中で、日常生活を続けるのに困難を感じ、生活しやすい環境を求め、引っ越ししたり、老人施設に入居される方がふえております。そういった事情から、空き家となった住居を、子育て世代や都会の方に住んでいただくための方策は考えられないのでしょうか。

そして二つ目には、何十年と空き家になったままで放置された場合、老朽化により倒壊寸前の家や、猫が住み着いているので困るとか、また害虫発生の被害での苦情など、近隣の方が困って見える現状があります。

一つの例ではありますが、埼玉県の所沢市では、お隣が空き家になって10年以上たち、一日も早く改善してほしい。もはや廃墟同然の隣の家を目の前にして、放火でもされたらすぐに燃え移ってきてしまいますと、不安を隠し切れない住民の声がありました。所沢市には400軒の空き家があり、老朽化による倒壊や害虫発生の被害のおそれもありました。また、犯罪の温床にもなりかねないとの指摘もありました。その上、所有者が空き家の近くに住んでいないことや所有者が変わっていった地域住民から所有者への相談や被害状況を伝えられないケースもあり、市への相談件数がふえていきました。行政としては、解決に努めようとしても、空き家は個人の財産であるということが壁となり、なかなか解決策が見出せないという現状がありました。

そこを打開すべく、空き家所有者に適正管理を義務づける所沢市空き家等の適正管理に関する条例を制定、昨年10月1日から施行されました。この条例は、空き家などが管理不全になる

ことを未然に防ぐことにより、市民生活に環境保全及び防犯のまちづくりに寄与することが目的。そのため、所有者には空き家の適正管理を義務づけるとともに、市民へも空き家に関する情報提供を求めています。市は、空き家の実地調査を行い、管理不全と判断すれば、所有者に電話や手紙で助言や指導を、また勧告を行う。これに応じなければ、所有者に必要な措置を講ずるよう命令、それでも改善されなければ、市によって空き家の所有者の名前や連絡先などを公表し、最終的には、警察などの関係機関と協議し、撤去を依頼することもできるとしています。この条例により、空き家の所有者が、市の勧告や命令などの行政指導に応じない場合は、氏名や連絡先を公表でき、緊急を要する場合は、警察などと協議して対応できるようになり、担当者も対策が講じやすくなったと強調しておられます。

我が町においては、このようなまだまだ住める空き家、また老朽化した空き家などを調べたことがございますか。町内の空き家の現状についてお伺いいたします。

また、所沢市などを参考に条例を制定することへの見解をお伺いいたします。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

議長（鈴木元八君）

それでは、山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

それでは初めに、御質問の地デジ対策についてお答えしたいと思います。

1点目の難視聴対策でございますけれども、これは、難視聴地区解消に向けた対策としまして、昨年3月から上之郷地区地域情報基盤整備工事がこの3月に完成をいたしました。

この対象世帯でございますけれども、180世帯でございます。この整備によりまして、御嵩町での難視聴区域、このカバー率はほぼ100%ということであります。ほぼ100%ということでございますけれども、今回整備の対象となりました小和沢地区1軒でございますけれども、ここにつきましては、総務省の出先機関であり、地デジの相談を行っておりますデジサポ岐阜と住民の方と解消に向けた協議の途中でございます。

今回の整備によりまして、可児ケーブルテレビへの加入率でございますけれども、2月末現在で、町全体で1,623世帯の加入がありまして、全体で24.46%の加入率でございます。今回整備した180世帯でございますが、このうち45の世帯が加入されていまして25%の加入率ということでございますけれども、できたばかりでございますので、今後加入率はかなり上がってくるかと思っております。

次に、デジタル化への支援策でございますけれども、これにつきましては、議員が先ほど申されたとおりでありまして、放送受信料の全額免除の世帯、生活保護などの公的な扶助を受けておられる世帯、障害者のおられる世帯、町民税の非課税である世帯でありまして、チューナ

一やアンテナの設置、改修の無償給付や改修費用を支援する制度であります。

次に、こうした支援策の窓口でありますけれども、現在の御嵩町の対応状況でありますけれども、企画課で難視聴に関する相談、福祉課の方で支援策に関する相談の窓口として対応してきております。

さきに申しあげましたサポート機関でありますデジサポ岐阜と支援対象世帯について協議を重ねられました、地デジ難民を出さないための措置が講じられております。支援対象世帯であります、障害者世帯と生活保護世帯48世帯でありますけれども、ほぼ全世帯で既に支援措置が講じられております。あとの世帯もあるわけなんですけれども、その世帯につきましては、自己で既に対処されているという部分もございまして、ほぼ全部の世帯で対処ができています、こういうこととございます。今後の相談件数にもよりますけれども、現状の窓口の対応を維持していきたいと、こんなふうに思っております。

第4点目の、テレビをめぐる不法投棄への対策でありますけれども、これにつきましては、若干民生部の方の質問かとも思いますが、私からお答えをしたいと思っております。

町内での不法投棄台数でございますけれども、平成20年度が7台、平成21年度につきましては49台ということで、地デジの移行とともに増加してきております。最近では、ことしの2月でございますけれども、中地内のため池ののり面に不法投棄されました15台のテレビを職員の方で回収処理をしてきております。

この背景ですけれども、地デジへの移行やエコポイントの関係からテレビの買い替えが進んだということ、一方で、廃棄に手数料がかかるわけですけれども、これが要因であると考えております。

対策ですけれども、不法投棄監視強化と不法投棄が多いい林道沿いでありますけれども、ここでは、農林課等々と協議しまして、現在、不法投棄の防止ネットなども設置されているようでございますけれども、今まで以上に監視強化に努めていきたいと考えております。

次に、空き家対策についてでございますけれども、老朽化した空き家とまだ十分に住める空き家でございますけれども、これの調査につきましては、平成20年8月の時点で31の廃屋と空き店舗を把握しております。この中には既に取り壊された物件もございまして、それとまだ住める空き家でございますが、管理が十分にされており、転勤等で一時的に空き家になっているという部分もございまして、この数については把握をしておりません。

次に、空き家の現状についてでありますけれども、町においても空き家に対する住民からの苦情が年間数件発生しております。苦情の都度、職員の方で調査の上、必要であれば平成8年4月から施行しております御嵩町安全な生活環境づくりに関する条例、この条例に基づきまして、所有者に対して適切な維持管理を文書によって依頼しております。

議員御指摘のとおり、こうした不動産につきましては、個人の財産であります。行政が手当てすることには限界があり、むしろ手が出せないのが現状であります。具体的に苦情があった箇所でございますけれども、御嵩公民館前の庭木がかなり大きくなりまして、ブロックが倒れそうということで通行人に危険がある、ここにつきましては、自治会において財産を侵害しない範囲で伐採されております。

次に、鬼岩地区の旅館でありますけれども、これにつきましては、警察署と連携して対応した中で、現在、解体の途中でございます。あと願興寺西の民家2軒と中山道みたけ館前にあります民家でございますが、これについてもかわらの落下の危険ということで苦情が来ております。あと上之郷地内の小原でございますけれども、中山道沿いで危険ではありませんけれども、景観上好ましくないといった苦情が参っております。

ただいま、所沢市を例に御提案がありました空き家に対しての所有者の責任の明確化と撤去でございますけれども、所沢市に限らず全国でこうした条例ができつつあります。この条例の制定によって伴う効果などを参考に、個人の資産であること等を考慮しまして、今後の条例の制定に向けて、条例の実効性や抑止効果があるかなどを今後1年間かけて調査・検討していきたいと、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

[6番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

すみません。地デジ対策について2点お尋ねしたいと思います。

難視聴率の情報の基盤整備は100%できているとお答えいただきましたけれども、今ケーブルテレビの加入者は25%ということ、残りの方は現在どういう状況にあるかということと、これからまだふえると思いますという御答弁はありましたけれども、ここがケーブルテレビ100%に行くとはちょっと考えられないので、そういう方はどういうふうな状況かということと、あと高齢者へのサポート体制というのがどうなっているかということ、それからあと窓口が企画課と福祉課と、福祉課は支援の方をしているということでほとんどできているという御返事でしたけれども、企画課での難視聴とかいろんな体制についての、企画課での窓口を設置しておるし、これからも設置しておくということでございますが、これについては、住民の方にお知らせとかPRはしてみえますでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（鈴木元八君）

山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

先ほど申し上げました可児ケーブルテレビの加入率が25%ということで、今回整備した部分につきましても、ほとんど町内全域が25%でございますけれども、これは順次多くなってくると思います。

ただ、ケーブルに入った場合、当然料金が伴ってまいりますし、自前といいますか自分でアンテナを立てれば入ってくるということで、ここら辺につきましては町独自の支援はないんですけれども、おのおのが対応していただくということで、一応環境だけは整ったということでございます。

それと、高齢者等への支援措置につきましては、民生部の方で調査されまして、総務省の最先機関でありますところと対応されておりますのでいいと思いますけれども、ただ、そうした世帯ではなくて、まだ啓発の部分でありますけれども、ここにつきましては、テレビ等でもかなりやっておりますけれども、町独自でという形では、広報等で……。

ちょっと待ってください。

町の方でも多分出ていると思いますけれども、7月までには住民の方にこうした切りかえが必要ということは啓発していきたい、こんなふうに思っています。

[6番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

ということは、御嵩町内での地デジ化が済んでいらっしゃる家、地デジ化済んでいますかとテレビで言っていますけれども、それかどうかという、数字的に何世帯の方はもう地デジ化が済んでいるというような数字はつかんでいないということですね。

議長（鈴木元八君）

山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

これは7月までなんですけれども、その数字は把握しておりません。

確かに加入された方については完全に入っておられると思いますが、そこまでは把握しておりません。

[6番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

対応的には環境を整えているという、100%ほとんど整えた状況にあると、御嵩町は安心し

ておりますけれども、個々への加入しているかどうかということは、きちっとした把握はできていないということでもありますね。

これからまた高齢者の方でもなかなか進めていない方も多分見えると思いますので、近隣、お互い声をかけ合ったり、また民生委員さんとか、普通に生活していらっしゃる方はいいですけど、やっぱり高齢者の方とかそういう方はわからない部分があるかと思しますので、そういったことで周りで声をかけ合ってやっていただきたいと思います。

それから、所沢市の方の条例を出させていただきましたけれども、これを参考にとということで、これから効果などについて考えていくと、今後1年間考えていくと言われましたけれども、部長は今期、3月いっぱいでございますので、この1年間、しっかりと後任の方に伝えていただいて、また部長がここで言われたことで終わらないようにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（鈴木元八君）

山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

おっしゃるとおり、私は3月をもって退職しますので、しっかりと引き継いでいくことをお約束いたします。

[6番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

部長も今までしっかりやっていただきまして、次の方もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

御苦労さまでございました。

それでは、続きまして9番 佐谷時繁君。

9番（佐谷時繁君）

それでは、事前に通告をしておきました、議長にお許しをいただきましたので、2点質問をさせていただきます。

いわゆる河村現象についてであります。少し抽象的なことになるかもしれませんが、御容赦、御理解をお願いしたいと思います。

河村名古屋市長が、住民投票、自身の辞任、議会解散など、今まであまり考えられなかった

一連の行動を起こし、市民の大きな支持を得た結果、新知事と、愛知県知事ですけれども、強
力に連携し、さらに大都市を中心に大きく拡大しようと積極的に行動しているが、この一連の
行動についてどう評価するかということではありますが、御案内のように、今九州、鹿児島
の阿久根市、あるいは大阪府、今申し上げた名古屋市などで大変大きな動きが起こっているのは皆
さん御存じのとおりであると思います。ある意味においては、民主主義の根幹にかかわる問題
だと思っております。いわゆる議会とは、という大きな問題提起ではないでしょうか。

この一連の動きには、首長が自身の政策を具現化するために議会を首長支持派で固め、オー
ール与党体制をつくり上げることが真のねらいだと言われております。議員においても、有権者
より支持を得て、議席をいただいている立場でありますので、この辺をどう調整し、バランス
をとるかということが今問われているのではないかと思っております。

私は常々、世の中の出来事では絶対はあり得ないと思っております。ベストはなければベタ
一だというふうなことを模索しなければならないと思っておりますが、首長と議会が互いに議
論を深め、視線は住民に置いてということが一番のポイントだと思っておりますけれども、そ
の住民の目線で政策を遂行するということが一番大事ではないかと思っております。いわゆる
民主主義というものにはコストがかかるということは多くの人が認めているところであり、現
実の問題だと思っております。

話は少し飛躍しますけれども、かのナチス・ドイツのヒトラーも、ある意味では、国民から
選ばれた大衆組織を利用した合法的な運動だったわけです。当時、合法的な運動だったわけ
です。それが結果的にあのような悲惨な政権となり、ナチス・ドイツが行った行為については断
罪をされたわけですが、民主主義というものについては、そういう危険が伴っているとい
うことも我々は念頭に置かなければならないと思っております。いわゆる万機公論に決すべし、
いろんな意見があって、いろんな意見を組み入れながら、そこから新しいものを住民にとって
ためになるものを構築していくというのが、大変時間はかかりますけれども必要ではないかと、
このように思っております。

野党という表現がいいのかどうか分かりませんが、野党というのも、いわゆる健全な
野党ということが大事だと思っております。お互いに議論をし、政策を見詰めて、決定したこ
とには従っていくと。最大多数の最大幸福というのが民主主義のある意味では原点だと思っ
ておりますので、私は常々そのような思いでおります。

そこで今回の、もとに戻りますけれども、河村さんたち、名古屋市長さんが進めておられる
オール与党体制、たしか今度の選挙でも四十数人、これは七十何人かの市議会の過半数を確保
する数字というのは、明らかに意図して立候補者を立てたというふうに聞いておりますし、理
解しております。そういうことが果たしていいのかどうか。これは大きな問題提起だと思っ

います。これから全国的にひょっとするとこういう動きが広がるかもしれません。そういう予兆も見えてきているというふうに少しは肌で感じていますが、このことについて渡辺町長の御見解を賜りたいと思います。

続きまして、渡辺町政1期の総括ということであります。

以前にも、柳川町長が退陣される19年度だったと思いますが、定例会で同じような趣旨の質問をしました。町長が、1期ということでもありますけれども、この1期の間には、大変大きな問題が発生したと思っております。例えば、7月15日の豪雨災害、それから垂炭廃坑の大きな、今までに経験したことの無い陥没、それから前沢に予定されている医療関係の廃棄物処分場、そういうことが、それからもう一つは、これは皆様方の問題だと思っておりますが、政権が交代したために、結構国の方の方針が定かでないという骨子がぶれているということで大変執行部の方も苦労されていると思うんですけれども、そのような問題の集中した4年間だったのではないかと、いうふうに私は思っておりますけれども、渡辺町長、次回もう一度立候補してこの町のために、ということをおっしゃっておりますけれども、渡辺町政1期、4年間の総括、どのような思いなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

以上、河村現象について、もう一つは、渡辺町政1期の総括についてということをお聞きいたします。よろしくお願いたします。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

おはようございます。

それでは、佐谷議員の御質問にお答えをいたします。

名古屋及び愛知県で起きているこの現象についてということですが、ことし統一地方選を御嵩町は離れて同時選挙すると、これは選挙管理委員会の方が決定されたと。きのうからも話題にはなっておりますけれども、400万で民主主義を破壊する、私どもはどうもそこは、民主主義と云々という関係についてそこまで言えるかどうか私は理解できておりません。名古屋の現象についても、一刀両断に切り捨てるほど民主主義をきわめてはおりませんので、舌足らずな表現、言葉になるかと思えます。ただ、不本意ながらといいますか、自分の意思以外のものが働いて、ちょうど平成3年の統一地方選県議選からですが、外堀を埋められるような形で、一切政治選挙にはかかわらないというスタンスできたわけですが、引っ張り出されたと。そこからできた友人もいっぱいおります。その中の1人が佐谷議員であるというのも御記憶にあるかと思えます。そういう意味でいけば、この20年間、御嵩町で行われた選挙等々、すべて見てきたという立場ではありますので、それに関して思っていることを申し上げたいと思いま

す。

まず、河村現象についてであります。国という概念的な世界ではなく、存在の確認がしっかりとできるという意味で、地方から起きているということがこの現象、当たり前のことかというふうには思います。

私、施政方針演説でも述べましたように、この件に触れてはおりますけれど、御嵩町は、既にその風が吹いた、その現象は起きたと、過去に経験しているということを申し上げましたが、その相違点というものを、批判する以前に、きちっと理解しなければいけないというふうに思っております。

当初は、柳川前町長もかかわられようとしておりましたがお引きになったということですが、これはあくまでも私の推測で、近々お会いをしたら聞いてみようとは思いますが、多分当時の御嵩町の風、現象とは違和感があるということを感じられたのではないのかと推察しております。

そうした中で、私が最も言うべき行為ととらえるのは、排除の論理であります。特に物事を大きく方向性を変えようとするときには、必ず100%一致することはありませんので、小異を捨て大同につくというところが非常に大切になってくる、そう認識しなければいけないと思っております。一つ、今使った言葉の中で私がかえたいなと思っているのは、小異を捨てるの部分の捨てるのではなく、どのように埋め合わせていくかということが民主主義の知恵であり、コストであると考えております。大同につくということは、妥協点を探るということでもありますけれど、もしこれが排除の論理を用いますと、排除をされたくないという思いから、それ以上の妥協をしていくことになってしまう。それこそ議論がない、またアドバイスもお互いしない、まあまあ、なあなあの関係になっていくであろうと。この排除の論理というのは、子供のいじめと同じだと思っておりますので、その通底した部分をしっかりと見きわめて、私自身は、どちらかといえば来る者拒まず、去る者追わずということです。自分の方から一切排除はしないという考え方をしております。

国政においても、攻め一本やりであった民主党が、受け皿となった状態で責められる立場になったら、いかにもろいかということも今我々は目の当たりにしております。佐谷議員のおっしゃられたように、政権がかわったことによって、大変な主張も実はこの地方自治体で起きているのは当然です。本当に早く物事を決めていただきたい。イエス、ノーでイエスをくれという話ではないんです。ノーならノーでいいから早く決めてほしいということを望んでいるところでもあります。

実は、私はこれから注目していきたいと思っておりますのは、やはり減税の問題です。これは、愛知も名古屋も選挙、一つの核としておやりになったわけですが、私は調べまして、この

間初めて知ったんですが、愛知県も名古屋市も地方交付税の交付団体に行政的には転落しているという状況であります。

ここにいろんな例がございますけれど、愛知県半田市では、告示2日前に市長候補が減税を打ち出して当選したと。その後、やってみたら1年で棒を折ったと。大阪和泉市でも同じようなことが起きた。その際に、総務省の見解が出ておりますので、ちょっとこれを読ませてください。当然、市や町村の収入に大きな影響を与えてくるわけです。ダブルパンチになる可能性がありますので、しっかりとそこは見定める必要があると思いますが、このときの市の財政課によると、市民税を減額すると、市町村が確保すべき収入の徴収等を怠ったとみなされ、総務大臣は地方交付税を減額できるとする規定にふれる可能性がある。また、市税の税率を下げる一方で、借金に当たる起債をするのは、国の許可がおりないかもしれない。それに対して総務省の見解は、個別のケースを吟味しないとはっきりとわからないと前置きした上で、やや否定的と。交付税の減額はよほどのケースでない限り適用する条項はない。そして、起債についてはちょっと見ようです。公共施設の建設のための起債に影響が出ると、借金が許されないという可能性があるということです。施設を利用する世代間の負担の公平化が、起債、借金の目的だが、現在の世代の負担が減り、後世の世代がツケを払う形にするとしたら、それはおかしいという考え方を示しております。そういう意味では、今後、やじ馬的などころもございますけれど、まず名古屋市民がどのような市議会を望まれるのか近々答えが出ますので、注視してまいりたいと思います。

ただ、私は公人として、この御嵩町議会は公共の、本当に権化のようなところですが、御嵩町の中で。そこで、名古屋市民の選択をどうこう言える立場にはないというふうには思います。私たちは、住民投票で御嵩町民のことは御嵩町で決める、町民で決めるんだとやった町です。それが外から言われたときには、大きなお世話だと思いました。責任をとれない者が何を言っていると、全く同じですので、知事をお選びになったのは愛知県民であり、市長を選ばれたのは名古屋市民である。なおかつ市議会を更生させようと今やっておられる方も名古屋市民でありますので、すべて名古屋市民が責任を負う覚悟のもとでやっておられるという以上は、ほかの自治体の者がとやかく言う必要はないと思っております。どちらにしても本当にやじ馬ですが、市議会議員の選挙の結果を待ちたいというふうに思っております。

マニフェストをつくる予定でありますけれど、私は少なくとも減税をマニフェストに載せるつもりはございません。今ある借金をできる限り少なくしていく、後世に渡すときには1円でも少なくしたいと思っておりますし、また起債というのは簡単に自分の方から返すということもできませんので、それならば貯金しておくことにしていきたいと思っておりますので、マニフェストでは、減税は掲げないということにしております。

さて、この4年間の総括についてであります。やはりちょっと影が薄れたような問題に今なりつつあるのは、非常にいい傾向ではあるとは思いますが、最大のものであるやはり小和沢の産廃問題を上げねばいけないというふうに思っております。

知事との二者協議から始まり三者協議において、1年間の積み上げで白紙化できたことというについては、本当に胸をなでおろしております。当初、私は町長選挙では、三者協議の結論に2年間の時間をいただきたいということを訴えてまいりましたが、事実上、建設されないという答えが1年で出せたということは、大変大きな喜びであります。その後、すべての申請書類が撤回され、なおかつ現在進行形では、問題となっております安定型処分場を置く。県の許可を得て撤去をして、自然の形に植栽までして戻すということを今やっておられますが、年度内にはちょっと植栽の方は間に合わないかもしれないということではありますけれど、もう跡形もなくなっていくというのは事実でありますので、これについても大変うれしく思っております。非常に紳士的に、三者協議以降、対応していただいていると高い評価をしております。そういう意味では、また年度内には違った朗報が入ってくるような話もございますが、その都度皆さんには御報告を申し上げたいと思っております。

4年間は、ある意味少しは楽をさせていただいたのは、マニフェストを掲げたことによって、行政側の対応が既にそちらに、私が町長になって登庁した時点から始まっていたということは言えることです。これはある意味、それまでと思うと雲泥の差だなと、マニフェストがあって自分はちょっと楽ができたかなと、年度まで記してありますから、それに向けて行政は動くという形になっておりましたので、そういう意味では、部分的には楽をさせていただいたと。

マニフェストの実現と突発的な事案、これに対応する明け暮れであったということが言えるかと思えます。マニフェストに掲げて実現したものには、多くあります。水道料金、やはり中学生まで医療費の無料化、また30人未満学級の導入、これもマニフェストどおりであります。マニフェストのいいところは、先ほど申し上げたように何年からということを行いますので、それに向けて、1年おくれるならおくれただけの理由を説明する責任が生じてくるというところで、マニフェストは、非常にある意味ありがたい、便利なものだというふうには思っております。

水道未普及地域については、私はマニフェストでは、本格的な協議を始めると示しただけでございます。金額はわからないのにやるやらないなどという判断は、その時点ではできないということで、そのような表現をさせていただいた。これを知った地域の方々が話が聞きたいということで、私のお答えしたのは、私ははっきり言いますので、設計した上で決断しますと。少なくとも宙ぶらりんにしない、これはお約束をしました。また財政的に、御嵩町の町財政を破綻させるような金額であればやりません、ごめんなさいですということを最初に言った上で

始めたことでもあります。担当者にもその内容についてはしっかりと指示をして、理解をさせた上で進めておる話であります。地方債の年間の返済額が3,000万円ならオーケーと言った理由については、少なくとも行財政の仕組みが理解できている方ならなるほどと思われる数字ではないかというふうに思っております。

私、マニフェストを作成したときには、12年間やっぱり議員をやったことが非常に大きく生かされたというふうに思っております。また、私自身がマニフェストで示した政策というのは、突拍子もなく持ち出したものではございません。12年間議員を続け、この議場であるとか委員会の席上であるとか、全員協議会の席上であるとか、町長室であるとかで、すべて柳川前町長に提案したことばかりです。奇をてらったものは一つもございませんでした。そういう意味では、私がこうあるべきという形にこの御嵩町の行政を進めることができたというふうに自負しております。

突発的事案については、本当に数え上げれば日々ありますので、切りがないほど多発をいたしました。ただ、なぜかしら、非常に事は起きたものが大きいというのが私の4年間であったような気がします。

はるか昔のような気がしますけど、敬老会での食中毒から始まりました。ほぼ同時期に大型の大規模な落盤が生じました。大規模落盤だけでも御嵩町で3カ所、過去にない規模のものが起きました。また、駅前3施設等々についても、これはリーマンショック以降の経済対策という部分の位置づけが非常に高いものでありまして、それをどうやってこれから生かしていくかという、問題はそこだけですけれど、リーマンショックの経済対策の非常に難しかった部分がやはりございます。環境モデル都市であるとか、県との人事交流であるとか、私が、先ほどの地デジ化の問題も粘り勝ちだと思っておりますけれど、あれを早く食いついていけば、御嵩町単独で億単位の支出が必要であったと。どこやらの何々さんが2位じゃいけませんかと言われた方がいるんですが、これは私は7月に間に合えば、3位でも5位でもいいという形で進めてまいりました。また、グリーン・ニューディールの緑の分権であるとか、亜炭廃坑問題で、これは落盤の問題とは違いますけれど、そうした落盤が起きないような形、また安全性の確保をするという意味での、今まで一切動きのなかったものが、若干山が動く気配が出てきたというところまで持ってくることはできたというふうには思っておりますが、非常に大きな問題が幾つもございまして、その都度対応させていただいております。

常に最小の負担で最大の効果を上げるということを目指してまいりましたが、最も変化させることができたのが職員の意識かなということをおもっております。私自身は、何とか私の能力で精いっぱいやり、合格点はつけられるという思いがあって再出馬をすると申し上げたのでありますけれど、少なくとも、客観的には町民にその判断をゆだねたいと考えております。

ぜひとも、同時選挙である以上、議員の皆さんもマニフェストは便利ですので、掲げた上で、利用されたらというふうに思います。以上であります。

[9 番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

9 番 佐谷時繁君。

9 番（佐谷時繁君）

質問ではありませんけれど、私もうっかりしていました。小和沢の産業廃棄物処分場が、この4年間の間でけりをつけたということについては、何か人間というのはど元過ぎれば何とかで忘れるんですね。大変申しわけなかったと、大変大きなこの町にとっては問題だというふうに思っております。町長の指摘がありまして、今そのことについて私自身反省をしております。終わります。

議長（鈴木元八君）

納得されましたね。

9 番（佐谷時繁君）

はい。

議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして11番 谷口鈴男君。

1 1 番（谷口鈴男君）

お許しをいただきましたので、通告いたしました内容について御質問をしたいと思います。まず、ちょっと項目が多いものですから、これ一括でやってしまうとちょっとばらけるかなと思いますが、とりあえず。

議長（鈴木元八君）

どういう形でやられますか。

1 1 番（谷口鈴男君）

本当は一問一答ということですが、これは通告してありませんので、とりあえずそのまま一括でやります。

議長（鈴木元八君）

わかりました。

じゃあ、議長から申しますが、その都度の切りのいいところで質問に対する答弁をいただくというような形をされるのか、長ければばけてしまいますけど、それはどうなんですか。

1 1 番（谷口鈴男君）

できれば亜炭鉱害の問題、それから町議選の問題、それから23年度、この三つに分けてやら

せていただければありがたいと思います。

議長（鈴木元八君）

議長としてそれを許しますので、執行部の皆さんも、ひとつその答弁によろしくお願いをしたいと思います。

では、始めてください。

11番（谷口鈴男君）

それでは、まず亜炭鉱害の問題であります、顔戸地区における亜炭鉱害、これはかなり大きな衝撃を私どもに与えました。

私は、ここで今までの経緯であるとか取り組み等につきましてはほぼ皆さん承知でありますので、まず被害認定と、これに対してどういう形の対処の方法をとられるかというところでまず1点御質問したいと思います。今回、それから前の佐々木さんの部分を含めて、佐々木さんのところの地盤につきましては約1,200平米ほど、それから今回顔戸の生駒さん宅を中心とする地盤沈下等につきましては3,372平米という、非常に広大な土地が一気に地盤沈下を起こしたということですが、従来の救済方法というのは、うちを持ち上げて、そこに沈下した部分を埋めて、そして基礎を直して家に戻すと、この手法が従来とられてきたわけでありまして、今回の現場を見ます限りは、ただ土を入れて、整地して、そこに基礎を打ち直して家を引き戻すという程度のことではとても救済ができないんじゃないかと、そんな思いを持っております。したがって、どのような方法を考えておられるのか、そのところをぜひ開示していただきたい。

一応今回の災害復旧につきましては、約2億強のお金がかかるということで、23年度の災害予算の中にも計上してありますけれども、果たしてそれがベストであるかベターであるのか、またそれで対応できないのか、その辺の見通しも含めて、先般の一般質問の中で、4月ぐらいには被害額の想定、それから工法等についても何とかめどがつくという回答を執行部の方が出しておられますが、その辺のところを確認したいと。

それからもう1点であります、実は顔戸の落盤が起きました後、県の対応が非常に素早かったということで、私ども町としては非常にありがたいと思っておりますが、それに伴って県議会も、亜炭鉱害に対する救済決議というものをやっていただきました。そして、県知事みずから国会へ赴いて、そして所轄の省庁との協議もやっていただきました。それに伴って、当然私どもの町としても、町長も協働する、連動する形で実は動いていただいております。これは非常にありがたい、当然のことですけれども、ただ問題なのは、県の動きに合わせただけであって、それで大事なことは、地元の町長として、それ以外、例えば県知事と上京された折、ないしは、それ以外にみずから上京された折にどのような話をされてきたのかという、そ

の辺の子細が、実は伝わっておりません。

それから、通常は、私どもは亜炭鉱害に限らず、すべて県との折衝、国との折衝の中では、まず中濃振興局を通じて、県の窓口の指導を仰ぎながら今まで行動してきた経緯がございますけれども、その辺の町長の取り組み、これ、もし私どもが知らずに、ただ県の追随をただけかなというような御認識をしておっては申しわけございませんので、その辺のところ、町長はどのような形で対応されてきたのかということについてぜひとも開示をしていただきたい。

まず、亜炭鉱害につきましてはその2点、お願いしたいと思います。

議長（鈴木元八君）

先ほど申し上げましたように質問の方法が少し変わりましたので御迷惑をかけるかもわかりませんが、よろしくお願いします。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

谷口議員の御質問にお答えをいたします。

通告の内容で一生懸命3枚ぐらい書いてきたんですが、どうも違うようなので、その分を抜粋するような形になるかと思えますけど、まず今一番印象に残ったのは県議会、知事、そして国への働きかけということでありまして、私が町長になりましてから、県議会からは何回もこの現場の視察に来ていただいております。総務の方、また建設関係の土木委員会ですか、の方々に来ていただいているのも事実であります。ただ誤解があるとしたら、穴があるということがわかっていて家を建てたんじゃないかというような、そんなことを県議会の方も言われましたが、いや穴が、建物のある上を掘ったんですよという説明をして、事の次第を理解していただいたと。非常に初歩的なところから取り組みをさせていただいたと。

中濃振興局や県を窓口にとということではありますが、非常に知事に関しては申し上げているのは、御嵩町は行きますというような形で国へという働きかけということを提案しますと、知事の方が必ず県も同行してということで、状況によっては知事が同行していただけると。またそうではない場合には、担当の方がお越しいただけると。文科省へ出向いたのが一つのいい例であります。県に報告をした上で、御嵩町単独で教育長以下、文科省へ行ってまいりました。その報告をさせていただいた。それが知事の方に伝わり、県としても行かなきゃいけないんじゃないかということで、当初は、担当の者が行く予定でありましたが、結果的には教育長が行くのは当たり前だろうということで、教育長に行っていただいた。同じような話を2回文科省ではさせていただいたということになるわけですが、非常に熱心に県も取り組んでいただけるのでいい信頼関係が構築できているんだということを感じております。それがゆえに、動かなかった山というものが動くような気配があるという感想を持っております。

現段階の説明を申し上げるとわかりやすいとは思いますが、年内は、地盤が落ちつくのを待っていたという状況であります。定点観測をいたしまして、落ちついた状態になったと判断が年明けにできましたので、あれだけ地盤が動いていますと境界そのものがわからないことになっているということから、その境界の画定の測量から始めました。それ以降、復旧方法の設計と比較、複数ございますので、それをしている段階であります。

複数というのは、五つの方法があります。ケース5まであるわけですが、1点目が、くい基礎案といいまして、くいもPHCであります。電柱みたいなものと思っただけであればいいかと思えます。浮かせた状態で、辺野古の海に埋め立てじゃない方法でやるというようなイメージがしていただけたらいいかと思えます。同じくくい基礎案で、鋼管ぐい、今度は鋼管でそれをやるという案であります。これは、穴の下まで打ち込んだ上で、地盤を浮かせた状態で使うと。三つ目が、空洞の充てん案であります。これは、もちろん充てん剤を用いて、空洞をすべて、今わかっている調査範囲内で埋めると。四つ目が、鉄筋コンクリート造床版案ということで、大きな鉄筋コンクリートの版を打った上に今の家に乗っけるという案であります。五つ目が、全部掘削をして、穴が見えるようにした上で埋め戻しをするという案。この五つが復旧方法としてあります。

御嵩町がやるべき、選択すると申し上げているのが空洞充てん案です。これまでも学校等々をやった経験がありますし、現実的にくいを打つとまた他で落盤が起きるというようなことがあるやもしれませんので、一番安全な方法としては空洞充てん案。この数値の精査を今しているところで、ほぼ、御嵩はこれしか選択しておりませんので、そのようになるかと思えます。近々にその答えが出るかと思えますので、また答えが出ましたら御報告申し上げます。

その地下の手当てが決まりますと、今、現在進行形で家の復旧も設計中ではありますけれど、基本的には、業者の技術力で言えばすべて原形復旧、今のままの原形復旧がどういう形であればできますよというのが、複数の会社から提案といいますか、工法として示されていることです。そこから被災者との話し合いということで、例えば知事にも言っていただいたように、コンパクトなうちにしたいというような方があれば、予算の範囲内でコンパクトにしたらということがある意味認められるか否かという状況も出てくるかと思えますので、これから積極的にそういうふうについても、被災者の立場に立った交渉をしていきたいというふうに思っております。以上であります。

[11番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

実際の現場を見る限りは、相当復旧には時間がかかるということ。町長御指摘のように、やはり地盤の安定を求めるためには数年を要するぐらいの実は現状であると。

私どももやっぱり地下充てんというのが一番、将来的に禍根を残さない安定工法かと。ないしは、その廃坑の深さによっては開削をして、全部埋め戻すという、確実に将来に不安を残さない方法というのがまずやっぱり求められるべきではないかと。

ただし、この工法というのは、正直今23年度計上しております2億、果たしてそれで、特に地下充てん等についてはいろんな工法の仕方もあると思いますけれど、あの周辺全域をとめておいてさらに空間部分に充てんをするという工法でありますし、これは東海環状等の建設のときに建設省が使った工法です。この工法をやるには相当な金がかかるし、そうすると、全く今の4億9,000万の基金でそういう工法が可能かどうかというのが一つ問題だと思えますが、ただ、私ども担当者から聞いておりますのは、町長は先ほど山が動く気配があるということで、資金流用についてはかなりの部分見ていただけるんじゃないか、ないしは、人についても若干の配慮があるんじゃないかというようなことだと思うんですけども、実際NEDOの対応というのは非常に厳しいということを知っております。したがって、その辺のところを、どういう形の目明きの対応していかれるのかというのが今後課題だと思います。

それと、今までの行動等につきましては、これは、町長は町長なりに万全を期して行動されたと思いますけれども、大事なことは、やはり御嵩イコール亜炭イコール地盤の不安から、そこには住めない、またそこには住みたくないという不安が非常に広がっておる。私どもは、この町で生まれ育ち、そしてこの町に骨を埋めて、将来子供や孫の史料になるべき立場の人間でありますので、そうしますと、この地域の付加価値を少しでも高める、あすに向かって希望のある何らかの形の光明が差せるような施策、ないしは働きかけというものをしていく必要があると。その辺のところをむしろ今問われておるのではないかと、そんな思いがします。

そこで、私も実は、当局からいろんな資料をいただいております。そういう中で、実際の被害が発生した場合の対応の運用規程というのが実はございまして、その運用規程に従って行政はすべて行動をされております。その運用規程の中には、通産大臣のかなりの裁量権で、かなりの範囲押し出しも、上乘せもできるような部分というのは実は運用規程の中に残されておりますので、ないしは運用規程が逆に縛りになるなら、その運用規程の改正をやはりこれから求めていく必要があると。同時に、さらに東海地震、東南海地震等が予想される中で、地盤沈下がすべて亜炭というとらえ方ではなくして、これはやはり天災、なぜかという、廃坑してから60年、70年という期間がたっております。鉱害法は、基本法はありますけれども、実際は法律も時限立法で終息してしまっておるような状況の中では、これは天災なんだというような視点からのアプローチも、ある意味被害者救済のためには必要ではないかと、そんな思いを持っ

ております。

そこで町長、1点だけお聞きします。

何らかの起死回生のために、もし答えられるなら町長、どういう方向で動いたら一番ベターなのか。この1点だけで結構です。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

今回のことが起きまして、また谷口議員の質問項目を拝見させていただいてから問題ありという部分も初めて見えてきた部分がございます。

税の方の質問があるという話でしたが、今は触れられませんでしたが、いろんな分の、営業補償とかそういう分がどうやって補償されるのかという分は全くありませんし、今回の件については、実際には北海道から九州まであるんですけれど、瞬時にその時点から住めなくなるというような落盤の被害は、御嵩町の顔戸が初めてだ、全国で初のケースということですので、全く運用規程の中でも見ていない分がございます。

実際に柔軟性を持たせるというのは、法の改正ではなく、運用規程の解釈改正をさせていただいたというふうに解釈しております。これは、経済産業大臣の判断であると、エネルギー庁の長官の判断であるとかということで、解釈の方をかえていただくことが柔軟性につながると。法改正までしようと思いますと、逆に時間がかかるだけでなかなか実現しないということですので、知事もその部分については、とにかく解釈の方に柔軟性を持たせるということできっかりと話をさせていただきました。

ただ、基金の目減り分の積み増しについては制度が必要になるかと思っておりますので、今回の件への対応と、今後の対策というのをしっかりと分けた形で動いてまいりたいというふうに思っております。

[11番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

亜炭の問題につきましては、終わります。

続きまして、二つ目の町長・町議選の同時選挙、この問題について少しお伺いをしたいと思います。私どもも議会に対して、議会解散要望書というのを実は提出されました。これは、町選管が町長選挙と、それから議会議員選挙を90日特例をもって6月に施行するという決定をしました。これを受けて、町長不在期間が長期にわたるという問題から端を発して、いずれに

しても議会を解散しろという要望が出てまいりました。

実は、これは私ども議会議員としても、町の選管の決定については、これは粛々と従っていくしか方法はありません。なぜなら、選管にすべての決定権がございますので、少し私どもの立場から言わせていただければ、全員協議会の中でも私もちょっと議論させていただきました。町長選挙と議員選挙とは、やはりおのずから性格が全く違う、求めるものも違う、そういうものを経費節減だとか利便性があるとかいうようなことで、丸々90日近いものを無理無理一つにひっつけるという方法は実はとられたわけですが、とられる過程の中で、若干私どもは、選挙管理委員会の委員会の議事録等もいただきました。その中で、町長が委員会のヒアリングの中で若干申されておることがあります。これは、かなり事情がわからない委員にとっては、誘導行為になるような部分があるのではないかと。それから、十分に住民の多数の思いを背負って選管は決定したということでありませけれども、これは、先日安藤議員が指摘したように、それほど多数の意見を集約したものでもない。

ただ、私どもは、決定されたプロセスについてはいろんな問題点はありますけれども、それをやゆするつもりはありません。

ただ1点、今回お聞きしたいのは、こういう議会、それから行政の町長不在というような問題を抱えて、実は県会議員の選挙と町長選挙というのは、実は任期が4日か5日ぐらいしか変わらないわけです。これを、むしろ戦略的に同一日に選挙を行うという手法というのは、これは実は公聴会の中では法律的にはできませんという説明をされておりますけれども、実際に不可能なのかどうなのかと。これができれば、町長の任期満了前30日以内に県議選も行われるわけでありませるので、いわゆる統一選挙法の解釈からいくと、これは前期・後期の問題がございまして、行政側としてはできないというような判断をしておるみたいでありますけれども、実際、施行例等の総務省が出しておる指導例を見ますと、決して強制的なものではないと。さらに統一選挙法というのは、これは決して無理強いするものではないし、強制するものではない。ただ、投票率の向上であるとか、投票者の利便性であるとか、経費の節減ということ念頭に置いて地域で考えていただきたいという性格のものでありますので、その辺のところでもまず第1点、これは選挙管理委員会の事務局長にお伺いしますが、これは本当に法律的にだめだと、運営上もできないんだということなのかどうなのか、その1点をまずお聞きしたいと思います。

議長（鈴木元八君）

この場に田中総務課長がおられますので、田中総務課長に知り得る範囲の御答弁をいただきたいと思います。

それでよろしいですか。

11番（谷口鈴男君）

結構です。

議長（鈴木元八君）

田中総務課長、お願いします。

総務課長（田中康文君）

それでは、谷口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

総務課長が選挙管理委員会の書記ということですので、選挙管理委員会の書記ということで御回答させていただきますので、よろしくをお願いします。

今御質問のありました県議会議員と町長選挙を一緒にできないかということの御質問でございますが、選挙管理委員会主催によります有権者と語る会における県議会議員選挙と町長選挙を同時にすることができない旨の説明をさせていただいております。

地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙、または町の任期満了による選挙は、公職選挙法第33条第1項の規定によりまして、その任期が終わる日の前30日以内に行うこととされています。これは通常原則でございますが、上記の特例といたしまして、ある一定期間に任期満了を迎える地方公共団体の長及び議員について期日を統一して選挙が行えます。これを統一地方選挙と言われております。

ある一定の期間と申しますのは、該当する年の3月1日から5月31日までの間に任期満了となる地方公共団体の議員及び長の選挙は、統一地方選挙の対象とすることが定められています。また、該当する年の6月1日から6月10日までに任期満了となる場合については、統一地方選挙の日程で選挙を実施することを可能とすることが定められています。

統一地方選挙は、4年に1度行われまして、その都度地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律により選挙の関心を高めたり、日程の重複を避けるため、地方公共団体の議員及び長の選挙日程が統一的に定められます。

次回の統一地方選挙は、平成23年4月に予定されています。県議会議員選挙及び御嵩町長選挙は、この統一地方選挙に該当をいたします。平成23年度における統一地方選挙の日程は、平成22年12月8日に交付、施行されました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定によりまして、都道府県及び地方自治法第259条の19第1項の指定都市の議会の議員及び長の選挙にあつては、平成23年4月10日と定められています。また、指定都市以外の市町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては、平成23年4月24日と定められています。

任期満了による選挙においては、この法律の規定により選挙期日が指定されていますので、県議会議員選挙と御嵩町長選挙を同時に実施することはできないものであります。これは、平成23年度が統一地方選挙の年であるためでありまして、統一地方選挙の年以外の場合におきま

して、同時選挙を行おうとする場合につきましては、公職選挙法第120条の規定により、市町村の選挙の任期満了となる60日前までに都道府県へ任期満了の報告を行います。同法第119条の規定によりまして報告を受けました都道府県は、都道府県の選挙と同時に行わせることができると規定がされております。都道府県は、同時に選挙を行う場合につきましては、都道府県の選挙管理委員が告示を行わなければならないということになっております。

御質問の関係の答弁は、以上で終わります。

[11番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

今回、可能であるかどうかという議論ではなくて、いわゆる町長選挙は、地方自治の本旨からいってその地方の独自性を持つ重要な選挙であります。公選法の基本的な精神というのは、任期満了前30日以内にということが大原則だと思うんですね。

そこで、たまたま4年に1度の統一選挙ということで今回はその問題が浮上したわけでありましてけれども、昨年12月8日に各都道府県知事、並びに各都道府県選挙管理委員会委員長あてに、総務大臣の方から今回の選挙期日等についての臨時特例に関する法律等の施行についての通知が来ております。今、課長が説明されたのは、まさにそれにのっとってできないという判断でございますが、実は臨時特例に関する法律等の施行についての通知というのは、統一選挙を利用するかしないかという判断も地方に任されておりますし、この通知自体も地方自治法第245条第4項の4の1の規定に基づいて、技術的助言であると、あえてそういう記載をされておるということは、地方に強制するものではないと。

だとするならば、本来御嵩町の選挙管理委員会は、通常の間選挙の判断をもって、たまたま直近で県議会議員の選挙が行われるならば、ちょうど任期満了前30日以内であるからそれをやりましょうという決定をすれば、同日に可能なんですよ、これ。

そこで課長に1点だけお聞きしますが、この地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言というのは、どういう意味を持つ。それをお答え願いたい。

議長（鈴木元八君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

今の御質問の関係なんですが、地方の選挙につきましては、業務的には自治体の自治事務に当たります。当然自治事務でありますので法律の中でそれを強制することはできませんので、適用上は技術的助言という形で報告はされますが、先ほど申し上げましたように統一地方選挙

につきましては、選挙の関心を高めたりとか、日程の重複を避けるためということで運用されておりますので、それに基づいて実施をするということであります。お願いします。

[11番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

いずれにしても、可能であるということについては、その道はあるというふうに判断をしていいかと思いますが。

この問題につきましては、実は過去において高木選挙管理委員会委員長当時、この問題がやはり議論されました。そのときには、これは同日選挙、いわゆる町長選挙と議員の選挙を併合して同日にやるということについては、やらないという判断をされております。必ずしも、投票率が向上するという保証はないと。それと、本来、町長選挙と町議会議員の選挙とは、おのずから目的が違う。そして投票者のそれぞれの意図を持った選挙行動を保証すべきだということをも明言しておられます。

そのときに、当時小栗総務部長であったか課長であったかが、今の県議選と町長選挙を同時にできるかどうかという問題について論及しております。これは、当時県の選挙管理委員会からのアンケートの中に、御嵩町は、県の議員選挙と御嵩町の町長選挙、同日開催は可能でありますということを申し上げますということを、実は、これは議事録にも残っておりますけれども、そういう表現もしております。ですから、今後、今回の選挙につきましてはとやかくいうつもりはありませんけれども、そういう実は可能性もあったということを付言したいと思いません。

それからもう1点、これは町長に1点だけ、この質問にも書いておきました。町長の関与についてということで1点だけ町長に確認をしたいと思いますが、町長は、平成22年10月22日第8回選挙管理委員会において、委員会とのヒアリングの中で、私見ではあるが、町長選落選後に町議会に出馬するというのは、正しい姿ではないという表現をされております。これは極めて不穏当な発言であると思いますが、これについて町長の真意を尋ねたい。それと同時に、立候補重複規定には一切当てはまりません、これは。その辺を前提に、町長はどのような意図でこういう発言をされておるのか、お聞きしたい。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

谷口議員の御質問にお答えをいたします。

議員の選挙でも同じかと思えますけれど、選挙をやろうとしますと、核なる人がいていただけると。その周囲にまた支持者がおられて、有権者がおられるというような選挙体制をとってまいります。町長選挙ともなれば、その規模が圧倒的に大きくなるというのも現実であります。

そうした中で、核となった方が町長選挙に取り組んで結果的にだめだったという結論が出たときに、当然核となった方々の中には、議員でもいいから町政にかかわってくれと言われる方がおられても不思議ではないというふうには思っております。多分、大変悩んだ上で、今お2人お見えになるわけですが結論を出されたと。その判断基準として、最終的には自分が決めることではありますけれど、ある意味では、町長選挙で一生懸命頑張っていた方の切なる思いを遂げるという意味で議員への立候補の選択をされたんだというふうに推察しますが、ここでは、いわゆる義を重んじるのか、私のように筋を重んじるのかというか、人それぞれの価値観があります。私自身、個人的には、これは家内ともきちっと約束をした上ですが、町長選挙で落選した場合でも議員には立候補しないということを前提として、どのような核の方が、いや町長選挙はだめだったけど議員に出ろよと言われても、それは私自身はお断りするという立場で臨んだということですので、それは私の意見として申し上げたということでありまして、以上です。

[11番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

この問題で蒸し返すつもりはありません。ただ、町のやっぱり行政のトップである、公職にある立場の町長でありますので、どういう形であれ、自分の思いであったとしても、それが公正な立場で判断された場合に、個人の意見ということだけで被選挙権の行使を制限するような発言というのは、決してふさわしいものではないということだけはここで付言しておきたいと思っております。

次に移ります。

23年度当初予算につきまして、まず不幸なことに昨年7・15災害ということで、非常に大きな、我が町に被害をもたらしました。

そこで、まず復旧に当たる中で今後整備をしていく必要があります主要河川、それから林道整備、この辺について少しお伺いしたいと思います。

まず、簡単に行きます。

22年度の復旧工事の中で、正直言いますと、私どもでは非常に不満が残る、それほどの被害

に対して復旧が遅々として進まなかった部分があります。それと、予算的にもこれで大丈夫かなというような予算の執行がなされてきました。

そういう中で、23年度、実は期待しておったんですが、これは骨格予算でありますので町長を責めることはできないかと思いますが、23年度災害復旧工事、小規模道路河川について760万、さらに林道整備で1,000万と、これは補助事業を兼ねた予算計上かとは思いますが、実際、例えば河川につきましては、奥田川、これはみたけの森から出ております河川でありますけれども、あそこへ行きますと、ほぼ壊滅的状况である。それから、さらには中都市下水路は整備されておりますけれども、上流部分、これは今井白山、これは愚溪寺山からかなり集水面積の広い河川でありますけれども、この上流部が十分な整備がなされていないために、毎回、町長の工場も含めてあそこは浸水を食らって、人家に被害を及ぼしておると。こういうところを早急に全面的な改修計画を立てて対応していく必要があると。

それから林道も、とりあえずは通れる程度にということでもありますけれども、その林道の両サイド、山崩れから沢の崩壊からとんでもない状況に実はなっております。ですから、これに対しても本当に、これは単に国の補助事業を待つだけでなくして、町として将来きちっとした森林対策の中で林道整備というものを充足していく必要があると。

したがって、23年度の予算を見る限りにおいては、骨格であるということと言い逃れをされては質問の詳細はございませんけれども、その辺の配慮、どなたが町長になったとしてもきちっとした整備計画を立てて対応していくべき問題であると。これについて、もし町長、所見があればお話を願いたいと。

それから、次に23年度の予算編成に伴う税収等の収入源の問題であります。これは町長にお聞きした方がいいのか、担当にお聞きした方がいいのかわかりませんが、特に地方交付税についてまずお聞きしたいと思います。

地方交付税を約11.7%強、1億2,000万ほど増額で認定されておりますけれども、私どもが昨年度いただいた財政状況見通しの中では、国の交付税総額はそれほど見込めていけないと、横ばい推移ぐらいではないかという推測をしておられます。

そういう中で、一つの要因としては、需用額の増額分については、いわゆる臨時財政対策債で計上していくということではありますが、臨時財政対策債というのは町債の中に含まれてまいりますので、この辺の整合性の問題を1点教えていただきたいと。

それから、分担金及び負担金も11.7%ほど、1億6,800万ほど伸びておりますけれども、これはどういうものを前提として考えておられるのか。特に今日までは、これについては老人措置費負担金であるとか市立保育園の運営負担金等であったはずでありますけれども、これらについてはもうその役目を終えておるものではないかというふうに思いますが、それ以外の要因

でこれが増幅されておるといことであるなら、どういう根拠に基づいてこういう数値を計上されておみえになったのかと。

それからもう1点、国庫支出金が大幅に伸びてきております。これについては、子ども手当の継続を念頭に置かれてこれだけの金額を組まれておるとは思いますけれども、子ども手当の継続というのは、今国会の状況を見ていると関連法案が通る可能性もほとんどない。したがって、こういうものは、国の政策的に非常に不安定で、その可能性が極めて少ないようなものについては、もし通ればこれは補正で対応すべきであって、当初にこういうものをのせてくるということについてはどうかとは思いますが。それについてどういう考え方を持っておられるのか、まずそれだけで結構です。

もう1点、あと23年度の予算について、国民健康保険特別会計、これは、実は健康保険については、過年度、現年度を含めて滞納額が1億6,000万ぐらいあるかと思えます。22年度決算前の、今回出されております補正では、1億7,000万という大きな赤字を出しております。こういう赤字計上を補正にかけてきておる中で、国民健康保険の特別会計の基本的な会計の組み方、これは収納率でいくと90%ちょっとぐらいだと思いますけれども、その辺を前提とした予算なのか、それ以上を目標として予算立てをされてきておるのか、その辺もしわかれば教えていただきたい。以上です。

議長（鈴木元八君）

谷口議員にお尋ねしますが、時間の配分が詰んでくるようにも考えられますので、ここであな質問、最終、まだ質問されるのは税を含めてありますか。

11番（谷口鈴男君）

もうないです。

議長（鈴木元八君）

もうないですか。

そうしましたら、執行部の方にもお願いをしますが、ちょっと多岐にわたっておりますので、答弁をされる方が町長だけじゃなくてほかの担当課にも来るとは思いますので、ここで5分間、暫時この場で休憩しますので、調整だけしてください。

暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時48分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、時間が来ましたのでこれから再開をいたしたいと思いますが、その前に議長の方

からお願いを申し上げます。

交通整理等のために若干時間をとらせていただきました。答弁者、そして町執行部の方からもお話があり、谷口議員のこの問題につきましては、詳細にわたっておる部分があります。したがって、特に23年度予算については後ほど質疑がありますので、その場で行っていただくことについての御了解を得ました。

したがって、谷口議員の質問につき、町の方で3件につきまして簡単に総務部長の方から説明をいただける部分、それから建設部長の方から説明をいただける部分等々に分けておりますので、執行部の方から順次よろしくをお願いをしたいと思います。

まず最初に、町長からやっていただきますので、よろしく申し上げます。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

大まかな部分ということになりますが、答弁をさせていただきます。

まず災害についてであります。これは公共と農林ということに分けられます。農林の方は、補助率93%ですので、ほとんどが補助金で賄えると。公共の方は、補助率3分の2、66.7%でありますけれど、残りの3分の1については、地方債を起こせば95%交付税措置がされます。そういう意味では、町の負担としてはほとんどない復旧になるかと思えます。

ただ、この制度にのっけるために時間が非常にかかっているというのは事実でありまして、ほぼ国の方からは返事をいただいておりますので、これで予算が通過すれば粛々と復旧に向けて事を進めていくということになります。

次に、税収についてであります。前年度が基本となって税を納めていただくという形があります。22年度については、21年度の収入についての個人及び法人の町民税が課税されます。21年度というのは、劣悪な状況下の中での税収減に近いような状況になったわけですが、法人税の方が、実は予定よりもかなり多くなり、個人税の方が少なくなったと。

予算ベースでいきますと、予算書にも前年度の予算ということで記してあります。その比較になってしまうわけでありまして、22年度については補正をしてきておりますので、3月時点で比較しますと、これは最終ではございませんけれど、1,600万ほど増収になっております。その差額、比較をいたしますと、22年度の最終、確定ではございませんけれども税収について、一応23年度の予算上は、1,000万ほど上乗せをしているという状況であります。担当の者の、22年度の法人税の増加分というのは、22年度いただいた21年度の営業の結果ということになるわけですが、そういう部分についてはかなり上乗せがされてくるというふうに見ておりますので、税収だけでもプラスアルファ分がかなり見込めると考えております。

地方交付税につきましては、国が、総枠は22年度と同じということをおっしゃっております。

そうなりますと、これも22年度の当初予算の数字に上乗せ分が補正でかなりされておりまして、そういう意味で、最終的には12億を超える地方交付税になるかと思っておりますけれども、予算ベース上は今の数字に落ちつかせていると。

臨時財政対策債については、認められている部分については4億5,000万近くあります。予算上は3億5,000万しか見ておりませんが、私は骨格予算で肉づけができますと考えていると説明申し上げたのは、臨時財政対策債はほぼ100%、今は100%を超える交付税措置がされておりまして、超える分は減債基金の方に積んでいくと。今後98%ぐらいになるものもありますので、それを減債基金に積んでいくわけでありまして、少なくとも目いっぱい臨時財政対策債は使わせていただくということを考えております。それによって骨格に対しての肉づけが1億5,000万余りは見込めるという考え方、方針でありますので、その点御理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（鈴木元八君）

次に、松岡建設部長。

建設部長（松岡学一君）

それでは、私の方からは7・15災害復旧につきまして、一般質問の資料がお手元にあると思っておりますが、それにより説明させていただきます。

資料つづり、その2の4ページをお願いいたします。

御質問は、平成23年度予算についてということでございますが、関連がありますので、今年度、22年度分も対応状況とあわせて御説明申し上げます。

道路復旧災害工事につきましては、公共災害と町単災害を合わせまして8件の14カ所を行いました。河川災害復旧につきましては、公共災害と町単災害を合わせまして9件でございます。なお、公共災害の国庫補助率は、事業費の3分の2、66.7%でございます。

次に、修繕で行いましたものが、道路、河川合わせまして29カ所、機能回復のため応急復旧といたしまして、道路、河川を合わせまして63カ所、以上箇所数の合計といたしましては、全部で115カ所になりました。

次に、御質問の要旨であります平成23年度分でございます。今年度に発注できなかった箇所といたしまして、道路関係では、上之郷西洞地内の三反田・木切線ほか10件、河川関係は、綱木川ほか4件、以上を予定いたしております。

これにつきましての詳細は、当初予算の附属書類、主要施策の概要の75ページの下段の方に掲載しておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

次に、農林関係でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

農地・農業用指定災害復旧工事につきましては、公共災害と町単災害を合わせまして6件の7カ所、林道災害復旧工事につきましては、公共災害と町単災害を合わせて10件の31カ所でございます。

なお、公共災害の補助率は、農地については50%、農業用施設が65%、林道が50%となっております。

なお、この国庫補助率について、激甚災害の指定はないのかという御質問を1月12日の全員協議会の場でいただいております。その後、御嵩町についても指定されるであろうということ聞き及んでおりますが、実はこれについての決定と申しますか、内定につきましては、3月下旬と言われております。それを待ちたいと思います。

次に、修繕で行いましたものとして、林道が6カ所、機能回復のための応急復旧といたしまして、農業用施設が25カ所、林道が8カ所、箇所数の合計としましては77カ所になっております。

また、災害の適用が受けることができない1カ所当たりの工事費が40万円未満の小規模農地等の復旧のための、町から補助金を出して行ってきましたものの件数が28カ所ございました。

それから次に、23年度分であります。今年度に発注できなかった箇所として、谷山林道のほか4カ所の復旧を予定いたしております。これにつきましてはの詳細は、主要施策の概要の72ページに掲載しておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

次の二つ目の御質問の主要河川の整備についてでございますが、国道・県道・町道と、いわゆる道路につきましては、年月をかけながらも整備を進めてまいりました。しかし、今年の7・15災害の豪雨を経験したことによりまして、河川排水関係については整備を考えなければならないというふうに思っております。先ほど議員の方からは、奥田川、あるいは中都市下水路の上流部という河川名といいますか位置のお話ございましたけれども、実はそのほかにも多々ございます。普通河川の集水区域、あるいは地形、現状の排水断面の状態、そういったものの調査によって整備計画や事業費の算定、それから一番重要な財源、これについて計画を立てていく必要があると考えております。

それから三つ目の、最後の質問でございますが、林道改良についてであります。

これにつきましても、23年度事業としましては、治山林道費として11路線の林道除草委託、それから谷山林道などの舗装工事、県単林道改良として八嵩林道ののり面改良などを予定いたしております。

これにつきましても、詳細は主要施策の概要の71ページの下段の方に掲載しておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（鈴木元八君）

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

あと細かな点につきましては、総括質疑の方で行いたいと思います。ありがとうございました。

ただ、最後に1点だけ、実はヒブワクチン、私ども1月の臨時議会で決定をさせていただきました。しかし、その後接種に応じて5名の死亡者が出ておると。この接種については今どういう状況になるのか、またこれも後で報告していただければ結構ですが、そういう悲惨な被害者が発生してきたということは、どういう対応をとられるのかということは、これは予算計上もありますので、そういうことも含めて、これも後でやりたいと思います。

それではこれで終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

これで谷口鈴男君の一般質問を終わります。

以上で、通告のありました一般質問はすべて終了しました。

これをもって町政一般に対する質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時19分 再開

議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開をいたします。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

日程第3、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

それでは、議案第22号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

それでは、追加議案の議案書つづりの1ページをお願いいたします。

議案第22号 工事請負契約の締結についてを御説明させていただきます。

工事請負契約の仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的は、上之郷汚水幹線（第4工区）工事です。2. 契約の方法といたしましては、条件付き一般競争入札です。3. 契約の金額は、7,119万円です。4. 契約の相手方は、可児郡御嵩町中切960番地の1、株式会社天野建設 代表取締役 天野和孝でございます。

資料つづりのその3をお願いいたします。

資料つづりの1ページは、工事請負仮契約書、次ページには入札執行結果公表一覧表の写し、3ページには、工事の施行箇所の概略を添付させていただきましたので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

なお、本件は、平成23年1月20日に開催されました平成23年御嵩町議会第1回臨時会において、下水道特別会計補正予算（第3号）にて明許繰り越しの翌債として議決をいただいたものです。また、国及び岐阜県からは、当社会資本整備総合交付金の交付に当たり、平成23年1月27日付にて、翌年度にわたる債務負担の承認をいただき、さらに当交付金を平成23年2月23日付にて御嵩町へ交付の決定をいただいたものであります。

なお、これに係る交付金の対象事業は、本件のほか、設計委託業務1件、工事請負契約1件、合わせて3件を対象に翌債承認、及び交付金の交付決定を受けたものであります。また、本工事は、交付金による町道改良工事に先駆け、下水道幹線管渠の整備を行うものでございます。

以上で、議案第22号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案の委員会付託

議長（鈴木元八君）

日程第4、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています議案第4号から議案第9号及び議案第15号の合わせて7件について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

議長（鈴木元八君）

議案第4号 平成23年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をもってお願いします。

[挙手する者あり]

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

ちょっとこの場でのお答えは結構ですので、いずれにしても委員会付託されると思いますから、そのときに資料をまた出していただきたいなというふうに思いますので、ちょっとよろしくをお願いします。

歳入歳出予算附属書類の4ページにあります人件費の総額が14億6,800万というふうに述べられておりますが、もう一つその次の6ページから9ページにわたって、人件費の内訳が書いてあります。その合計の欄が13億6,100万ということになっております。隣も合わせますと、少し数字が違ってくるような気がしますが、この辺の詳細をまた、委員会付託されると思いますので、そのときにまた明細を教えてくださいたいと思いますので、よろしくお願いします。

それからもう一つ、同じ資料の11ページでございますが、実質公債費比率が本年度は3年平均で下がってくるということで、下がることは非常に嬉しいんですが、この原因となるものに、標準財政規模という欄があると思う。このEという欄ですが、これが実は49億200万ということになっております。実はこれ、平成15年、一番左側を見ていただきますとわかりますが、39億という規模になっております。この8年間、この標準財政規模が10億も上がってきたというのは、どういう状況で上がってきたかということを教えてくださいたいなと、かように思いますので、これまた具体的に質問していきたいと思いますので、そのときに資料を用意しておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（鈴木元八君）

安藤議員にお尋ねしますが、今じゃなくて、委員会のときの資料でよろしいですね。

2番（安藤博通君）

資料の提出をお願いします。

議長（鈴木元八君）

それでは総務課長、了解いただけましたでしょうか。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、資料の方を提出させていただきますので、よろしくお願いします。

議長（鈴木元八君）

そのほか。

[挙手する者あり]

10番 梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

来年度予算書の101ページをお願いします。

101ページの補助金の一番下から三つ目の体育協会補助金というところですが、これ22年度

の予算のときにも問題になったわけですが、行政改革の一環で、一律補助金を10%カットだと。そのときに一部の補助金に対して聖域を設けられた。これは聞くと、山田部長、耳が痛いと思いますが、それを去年度中に調整するようなことを部長がされたんですが、全然そのままナシのつぶてでありまして、それと今回また、22年度が95万だったんですね。ほかは10%カットだったのに、この体協だけは5%カットの95万。それを今回また156万という補助金になっているわけですが、この理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（鈴木元八君）

玉木生涯学習課長。

生涯学習課長（玉木幸治君）

それでは、梅原議員にお答えいたします。

さっきから言いましたように、体育協会の補助金としましては95万でございます。今回、この95万のほかに、詳細を言いますと、郡の体育協会、これにつきましては、可児市に兼山町が合併する際、郡の協会が兼山と御嵩町がございまして、それ以降、御嵩町の体育協会が事務局をやっております。この中に、支出としまして事業が同じようなことでありますので、体育協会の方へ32万を入っております。それから、ぎふ清流国体に伴う事業が今年度ありまして、郡市の対抗リレーの参加チームの補助金としまして29万円ほど入ってきます。体育協会の補助金につきましては95万になっておりますので、よろしく願います。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

同じく今のところの下段で、総合型クラブ補助金30万ということになっておるわけですが、これはこの間設立総会に参加させていただいて、そこにも案として30万円上がっていたわけですが、これは文化協会、体育協会、そこで補助金をもらっているのと一部やえるやつがあると思うんですね。そのあたりはどういう御見解をお持ちなのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

議長（鈴木元八君）

玉木生涯学習課長。

生涯学習課長（玉木幸治君）

総合型クラブにつきましては、これは自主団体等のクラブでございまして、いわゆる先般2月20日に設立をいたしまして、事業が11事業、あるいは教室が12教室ございまして、今後進めていきたいような形で思っております。

なお、補助金につきまして、自主団体ということですので、このような形で出ているわけでございます。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

附属書類の7ページのところに人件費明細表があります。そこに審議会等が幾つか上がっておりますが、審議会について、どういう位置づけであるのかということをお伺いいたします。

といいますのは、きのう環境審議会において、審議会は町長の附属機関であるので、その委員は町長の意に沿う者しか入れないというようなことをおっしゃったようですが、その件について、まず奥村まちづくり課長に、きのうどういう説明をされたのか、それから審議会というものがどういう位置づけであるのかということをお尋ねいたします。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えいたします。

昨日環境審議会が7時からございまして、最後のあいさつで私が申し述べましたが、今回の環境審議会につきましては今年度3月31日で終了いたしまして、4月1日から新しい委員さんにやっていただくわけですけれども、その話の中で附属機関というふうで申しましたが、町長の意に沿うとは申し述べておりません。どうやって言ったかといいますと、委員にあっては、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ専門的で広範で、しかも多角的な視点を持っていただける方を人選していくということを申し述べました。その中で、審議会委員におきましては、町と信頼関係を築いて、公平、公正に判断、助言をいただけるものと思っておりますというようなあいさつをいたしましたということでございます。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

その中で、岡本委員が、きのうですね、私は一般質問の中で、環境政策についてどうかということをお伺いいたしましたが、その件も審議会の折に、岡本がこういう質問をしていたと

というようなことをおっしゃったそうですが、その件についてはいかがですか。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

この件については、岡本議員御指摘のとおり、そのあいさつの中で申し述べました。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

私の夫は環境審議会の委員長をしておりますが、私と夫は別の人格でありますし、そこにおいて私がどういう意見を言おうと、そのことが、先ほど言われました公正な判断をすることができる、それから高潔な人格であるということとどういう関係があるのかということをお尋ねいたします。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

その件については、昨日も岡本議員さんの方から、環境課から環境保全課、それから一昨年の機構組織の改革の中で、住民協働課とまちづくり課に分かれてきたということで、横の連携の話があったという中で、今回、前沢の医療廃棄物の問題で、当初、どこのセクションでやるかという問題が出たわけですが、今回、住民協働課が当然窓口であったわけですが、環境審議会にゆだねるということになれば、まちづくり課になるということの中で、一つの話をしたわけですし、結局、双方の担当係長は、連携を図りながら今回まで審議会等と積み上げてきたわけですし、きのう第6回目を終わらして、環境審議会の答申が出たわけですが、双方の係長が連携を図りながら、本当に連絡を密にしてやってくれたという中で、岡本議員さんの話を少し引用させてもらって、一つの課だけでなく、きのうも町長が申し述べましたように、私もそう思っていたんですけれども、課がまたいでも、一つの課であっても、そこにおける職員の意識がきちんとなっていれば、連携も図れるし、やれるんじゃないかなということで、そのことを一つの引用として申し述べました。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

そのようなふうには受け取っていなかったようですが、ただ、最終答申を出されるということは私も聞いておりますが、そういう中で、私の発言等を引用しながら、いかにも町長の附属機関という、大体その言い方ですね、附属機関なんですか。まずそのところを、審議会は、町長の意に沿うような、そういう人を入れる附属機関であるという言い方をされたと思うんですが、意に沿うという言い方はされなくても、附属機関ということを言われたんですが、その件についてはいかがでしょうか。ほかの方の見解でもいいですが、附属機関であるかどうかということです。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

きのうのあいさつでもちょっと申し述べさせていただいたわけですがけれども、環境審議会につきましては、環境基本条例の第20条で定められております。これは条例で縛られておりますけれども、その条例のことにつきましては、地方自治法の第138条の4第3項に規定する町長の附属機関であるということになっております。組織についても同じ地方自治法202条の3だとか、その委員さんの報酬についても203条の2に規定を受けておるということでありまして、地方自治法で言われている審議会ということでお話をさせていただきました。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

その附属機関という、ほかの審議会も全部そうであるということなんですか。この環境審議会についてだけ附属機関であるということでしょうか。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

そうしましたら、ここでちょっと地方自治法を引用させていただきますけれども、第138条の4では、普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長のほか、法律の定めるところに委員会または委員を置くということになっておりまして、その3号で、普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調定審査、諮問または調査のための機関を置くことができると。ただし、政令で定める執行機関についてはこの限りではないということで自治法で言われております。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本議員。

7番（岡本隆子君）

わかりました。附属機関という言葉が使っているわけですね。

では、その附属という意味について、どのように解釈しておられますか。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

附属機関は、一応御嵩町という行政組織に附属して設置される機関でありますから、先ほども申しましたように、行政側、町と信頼関係を築いて、公平、公正に判断、助言等をいただける機関、審議会というふうに思います。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

はい。

7番（岡本隆子君）

では、この件について最後の質問といたします。

それでは、行政組織に附属して設置する機関ということで、そこで当然行政側の思うこと、意に沿うことばかりを言う委員ばかりではない構成になってくると思いますが、そういうことも当然認めているということですね。広く公正に委員を募集するという解釈してよろしいでしょうか。まちづくり担当課長にまずお答えしてください。

議長（鈴木元八君）

議長から申し上げます。

この件について、各審議会とか委員会というのがこの執行部の中であるわけございまして、ちょうどそういう問題の出た機会でありますので、議員の皆さん方につきましても、再度こういう関係の検討される検討会やら、もう一遍再認識をされる場を、これは議会の皆さんとして設けなければ、この議会の議場の場で言ったか言わないかということにするべき問題ではありませんので、町の方も統一見解を出していただきながら、こうした委員会のあり方について最後に町長の方から一言言っていただいて、この件については御了解いただきたいと思いますが、岡本議員、どうですか。

7番（岡本隆子君）

町長の御答弁は結構です。

進行してください。

議長（鈴木元八君）

わかりました。

町長、いいそうですので。

それではそのようにするというので、また議会の議員の皆さん方、機会がありましたら、ひとつ英知を出して、研究をしてください。

そのほか。

[挙手する者あり]

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

今回、説明書類と申しますか、主要施策の概要ということで附属の書類をいただいておりますけれども、先ほども梅原議員のお尋ねがあったような補助金に関してですけれども、そういったことは今回は一切載っていないというのは、これは骨格予算だからということなのか、今回からは補助金についての資料は載せないということなののでしょうか、お答えください。各種団体の補助金ね。

議長（鈴木元八君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

大沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

各種団体の補助金ということなんですが、それとしては載せてございませんが、主要施策の概要の中のそれぞれ財源内訳の中で補助金、負担金の欄がございますので、その中で金額が上がってくるということでございます。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

それがわかりにくいんですけど、先ほど言われた体育協会の話にしましても、体育協会は95万だと言われて、それプラスの金額がここには出ているので、中身がわからないわけですので、そういった補助金に、前は団体ごとに明確に出ておりましたよね。そういったことなので、今は出ないかもしれないですけど、委員会までに補助金の一覧がいただけたらと思います。要は各種団体に対する補助金。

議長（鈴木元八君）

よろしいでしょうか。

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

おとし、たしか21年度まではその様式が、補助団体にA4の1枚の用紙が載っていたと思いますけれども、昨年度から、その様式については載せておりません。以上です。

議長（鈴木元八君）

ですから、その様式を下さいと、こういうことですね。

そういうのを出せるわけですか。

[挙手する者あり]

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

以前は、昨年はなかったとおっしゃったんですけれども、何か昨年10%カットするに際しても、いろいろ、昨年からでしたかね、10%カットしたの。そのときはその書類はあったように思いますけれども、比較ができたように思うんですが、今回、各種団体にどの程度の補助金が行くかということが知りたいんですけど、そういう書類は。

議長（鈴木元八君）

山田総務部長。

総務部長（山田儀雄君）

大沢さんがおっしゃっているのは、昨今の今でしたけれども、行政改革の一環としまして、委員の手当だとか補助金の10%を削減したものを outsourcing させていただきました。全部で272のいろいろ書いてある文書ですけれども、今回は当然出ておりませんが、もし、新たなものも入ってきておりますので、要望されるということであれば outsourcing させていただきたい。

議長（鈴木元八君）

じゃあ、それは次の委員会に提出をとということですので、よろしくお願ひします。

ほかに。

[挙手する者あり]

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

予算書の48ページ、一番下段の町社会福祉協議会補助金、これ380万円ぐらい本年度に比べると上がっていると思うんですが、内容をお知らせください。

議長（鈴木元八君）

若尾福祉課長。

福祉課長（若尾要司君）

ただいま御質問のありました件についてお答えをさせていただきます。

実は、今現在、社会福祉協議会の中に事務局長、それから一般の事務職員、正規の職員が3名おります。その中の事務局長1名が、昨年の7月であったと思いますけれども、社会福祉協議会の規定により退任をしております。今現在は嘱託職員というような形で来ておられますけれども、社会福祉協議会が、私ども行政とさらなる関係を密にとっていきたいということで、私どもからの職員派遣を要請しておみえになられました。それを受けまして、人件費を上乗せさせていただいた分が増額となってきております。

単純に内訳を申し上げますと大変な数字になってまいりますけれども、人件費分プラス、若干の事業内容の変更等々に応じた補助金の増ということでございます。それで、人件費は補助金という形で支給しておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

附属書類の51ページの一番下のところですが、御嵩町環境基本計画改訂事業ということで、今回297万6,000円上がっておりますが、これ委託料というふうになっておりますが、これどういうふうに全面的に委託をされるのか、その内容と、それから、ことしレッドデータ調査の方が、レッドデータの方が2007年から2011年ということですので、23年度に見直しをしないとイケないと思うんですが、その分の予算が上がっていないですけれども、その件についてはどういう見解でおられるのか、教えてください。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えいたします。

まず、レッドデータブックの改正については、今回、この環境基本計画の改訂作業の見直しには含まれておりません。この改訂事業につきましては、昨日も環境審議会の方にお話を申し上げたわけなんですけれども、平成17年につくりました御嵩町の環境基本計画がございまして、昨年、ことしですか、6年間の重点プロジェクトが終了いたします。その関係で、次の数年間の重点プロジェクトを策定する必要があるということの中で、今回、ここに297万6,000円ということなんですけれども、概算でございまして、業者が決まりましたらまた数字が変わると思いますけれども、その予算をここで上程をさせていただいております。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

答弁漏れです。

レッドデータについては上がっていないということですが、2007年から2011年ということで、23年度に見直しをして、新しく発行する必要はないんですが、一部見直しをする必要があると思うんですが、その点についてはどういうふうにご考えておられますか。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

レッドデータブックのことにつきましては承知をいたしておりますけれども、私の考えといたしましては、当然これに携わっている方、既に作成の当時から3名の方が見えるわけなんですけれども、環境活動委員ということで年間調査をしていただいておりますし、いろんなデータも集めております。そういったものも蓄積しておりますので、私としては、今環境省とか県の方にも、昨年も生物多様性のCOP10の会議がございまして、かなり国の方も県の方も生物多様性には力を入れて、予算計上もしておるといった情報もありますので、そこら辺と、一応精査いたしたり、情報を得ながら、何らかの手法でできないかということで考えております。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

補正予算とかで対応されるというふうに理解しておいてよろしいですか。

議長（鈴木元八君）

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

まだ年度をまたいでおりませんので、まだそこまで考えておりませんので、またその件について詳しくなりましたら、またお知らせしたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

この環境基本計画の事業の委託については何度も申し上げておりますが、これは当初、環境基本計画の中で住民と協働でやるということで取り組んできておりますので、ここでこの300万近くかけて委託するという事について、民生文教の方でしっかり審議をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（鈴木元八君）

民生文教常任委員長、しっかり聞いておいてくださいよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのほか。

〔挙手する者あり〕

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

附属書類の42ページ、青色のあれですね。ここにエコバスの予算が計上されておりますが、今見ていると、使途があまり載っていないで、当然ながら名鉄の活性化ということを出されるんですが、これはルート等々を含めて、やはり見直しをひとつ、そういうお考えはあるかどうかということがひとつ。

それから、先日の名鉄の残すための特別委員会がございますが、その席の話で、4月から御嵩町の全体の交通を考える委員会を設立すると、こういうお話があったんですが、その予算計上はどこにされておるか、ちょっと教えていただきたいと。4月に設立するという話でしたから、これは近々のことだと思います。その辺のところをちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（鈴木元八君）

鍵谷課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

安藤議員の質問にお答えします。

このエコバスは、3年間、ふるさと再生創出事業ということで、その中の低炭素のまちづくりの中の公共交通を使って低炭素社会を目指すということで、国へ提案をしまして、平成23年度が3年目ということになります。このエコバスにつきましては、当初よりもだんだん利用者がふえてきておまして、名鉄広見線特別委員会でも申しあげましたように、この利用者が公共交通、名鉄へも継続して乗り継ぎをして使っている部分も多くあるというふうに思っております。

ただ、この事業につきましては、3年間の時限立法ということで、3年間に限り国の補助金を得ているものでございます。そういった中で、その今ふえておるエコバスの利用者をどうつ

なげるかということと、それと、ふれあいバス、御嵩町のコミバスですけれども、こちらの方は、一方、毎年10%ずつ利用者が減ってきておるといのが現状でございまして、こうした町内のバス交通全般につきまして、23年度地域公共交通会議、これはバスの場合には、ダイヤとか、それから時間、ルートを変えると、地域公共交通会議という法律にのっとった会議を開かなあかんわけですけれども、それを開く前提で、この両方のものについて住民の意見を聞く会を、4月以降、早急にやっていきたいと思っております。

そのための予算としまして、予算書37ページ、委託費でございましてけれども、地域公共交通会議支援業務委託料という形の中で、コンサルもかかわっていただいて、住民の意見を吸い上げて、ことしじゅうに町内のバス交通をどうするかという形で意見集約をして、新たなバスのダイヤ、ルート改正をしていきたいと思っております。もちろんその視点としては、名鉄利用促進という視点にも立って、乗り継ぎの利便性、そういった観点からもやっていきたいと思っておりますし、今上之郷地区でやっておるデマンド交通、こういったものも取り入れてやっていきたいと、そのように考えておりましたので、早急に、アンケートをやりましたので、アンケートの結果、今ホームページで載せておりますけれども、エコバスの利便性についていろんな意見をいただいておりますので、その意見をたたき台にして、直接住民の意見を聞く会を設けて、その後、町のバス交通を考えていきたいと、そのように思っております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

じゃあ、今のまずエコバスの件は、具体的に言うと、今の3年間の契約だから見直しはしないと、ルートの、ということを理解しておけばいいわけですね。はい。

それからもう一つ、今の委員会の設立、これ、例えば委員会の委員報酬とか、そういうものは当然出てくるはずなんです、そういうものが計上されていないということは、委員会というものはつukらないということなんです、ここの中には。普通は予算書の中には、報酬とか、そういう項目って出てきますが、この今のおっしゃったところは、委託料でしか項目が出ていませんが、どうなっていますか、それは。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

地域公共交通会議の委員報酬につきましては、37ページの企画費の報酬の3行目ですね、地域公共交通会議委員報酬という形で上げさせております。金額は少ないんですけれども、この

内容は、国とか県という形で、その職務で来られる方もありますので、この報酬については、町民の代表で来ていただける方の報酬ということで、金額的には少ないんですけども、こういう形で委員報酬も組ませていただいております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

もう一つ、地域交通のお答えしてください。エコバスの。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

エコバスについて3年目ということでありまして、これは全額国費ということですので、その内容が、国に提案した内容ということで、その提案の内容は、公共交通を使って、工業団地、それからその辺の周囲の住宅団地の住民の足を公共交通に向けるという形の中で、マイカーから公共交通ということで低炭素社会ということですので、ルート等は大幅に変えることはできません。

それと予算も決まっておりますので、予算の限度額の中でやっておりますので、今回一部、平成22年度の予算に比べて百数十万円、これは当初からそれだけいただく予定だったのが、22年度は少なくなったということなんですけれども、23年度はまた内示が当初に戻って、1年分の国の補助金をいただきますので、その分を、今のルートは変えずに、朝と夜の便について増便をするという形で、全額国費を使うという想定でおります。以上です。

議長（鈴木元八君）

この問題につきましては、委員会付託にはなっておるわけですが、現実、執行部にいわゆる審議する問題については、各両委員会以外の方もあられるわけですので、議長として、例年のおおりに審議を許しておりますので、お願いします。

なお、審議途中でございますが、暫時休憩といたし、午後1時から再開をいたします。よろしく申し上げます。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開をいたします。

午前に続きまして、午後、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

主要な施策の概要の50ページ、これは総務建設産業常任委員会に付託される案件になると思うんですが、ただ資料が、そこへ提出していただけるのかどうかを確認し、ちょっとお伺いしたいんですが、ふるさと創成事業補助金180万、ことしも計上されておりますが、これは御嵩町の活性化を図るためにグループに補助する補助金なわけでありますが、御嵩町の活性化を図るために頑張ってみえりゃどっちでもいいんですが、夫婦でそれぞれグループをつくって、そこへ10万円ずつ交付を受けたり、それから、あとNPOと一緒に入ってみえる方が、そこが四つか五つぐらい補助金をもらってみえます。それとあと、これは聞いただけでちょっと確実ではないんですが、御嵩町の特産品をつくるグループに25万円ぐらい補助金を出してみえると思うんですが、それ事業をやっていないで、ことしは事業はやっていないから、補助金を、鍋でも買って済ませておこうかというような話も聞きましたが、これ今度の委員会までに各補助金を出してあるグループに会計報告、活動報告を出していただけますか、どうでしょう。

議長（鈴木元八君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

梅原議員の御質問にお答えいたします。

地域づくり助成事業ということで、このふるさと創成事業の補助金を活用しまして、それぞれの団体に補助金を出しておりますけれども、ふるさと検討委員会という委員会がございまして、今5名の委員さんが見えますが、こちらの方で審議をいただきまして、出しております。今の事業計画、それから決算につきましては、年度末に一応決算書を出していただきまして、事務局側、それから検討委員さんの方で審査をいたしまして、正式な交付決定をさせていただいておるとい状況でございますので、その辺の資料はありますので、もし必要であれば、今度の委員会のときにお出しいたしたいと思っております。

[「委員会をお願いします」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木元八君）

それでは、次の委員会までに資料の提出をよろしくお願いします。

ほかに。

[挙手する者あり]

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

先ほどの一般質問でちょっと触れさせていただきましたが、子ども手当の支給事業、これ今回上げておりますけれども、これは法案、いわゆる国の23年度予算はとりあえず衆議院は通っておりますけど、関連法案が通らないと執行できないという性格のものでありまして、これが約4億円近いと。これについて、当初からそういう危険性のあるものを一気に計上してくるといのはどうかなと思うんですが、その辺の所見をお聞きしたい。

それからもう1点、これも先ほど触れましたが、これは私どもの所轄の問題でありますけれども、子宮頸がん等予防ワクチン接種事業、これ、実は自治体によっては、とにかく一たん中断ないしは中止をしておる自治体はかなりあるわけですが、御嵩町としてどうされるのかと。これについては約2,500万円ほど予算計上もありますけれども、この2点についてお伺いしたいと思っております。

議長（鈴木元八君）

それでは、まず子ども手当の所感につきまして、町長の所感じゃないんですか、担当でいいんですか。

じゃあ担当、若尾課長。

福祉課長（若尾要司君）

それでは、ただいま御質問のありました2件についてお答えさせていただきます。

まず子ども手当の支給の関係でございます。

議員、今お話がございましたように、総額で4億412万円ほど、今回23年度予算で子ども手当分ということで計上させていただいておるわけでございますけれども、国会の動き等々でどうなる状態にあるか、非常に混沌としております。そんな中で、仮に法案が通らなかった場合、今の子ども手当の支給についての法律は、旧来からございました児童手当の上に乗ったような形で新たな制度を設けたということで、その法律自体が22年度で終了してしまう。そうなりますと、恒久的に設定してございます児童手当法がそのまま生きる格好になります。そうなりますと、今1万3,000円、あるいは3歳未満の方は7,000円上乗せの2万円の支給とかという形ではなくて、旧来の児童手当の支給の形で3歳未満の方には1万円、それから第1子、第2子の方には5,000円、第3子以降は1万円というような形で、所得に応じた、またこれ制限がかかってきた支給をさせていただくこととなります。その準備につきましては、6月が支給の当初月になるわけでございますが、仮に法案が通らなくて児童手当という形になれば、少なくとも予算の中で原資は持っていないと、児童手当の支給にも入れませんので、今現在子ども手当としての予算を計上させていただいた分で動きながら、仮に子ども手当がなくなって

しまつて、児童手当に戻るといふことであれば、また補正で減額等々の作業、それから支出科目の構成とかも含めて対応させていただく予定であります。

それからヒブ、それから肺炎球菌、1月の臨時議会で議決をいただきまして、2月1日から中学生、高校生に子宮頸がんワクチンの接種、それから小さなお子様、4歳までのお子様ですけれども、髄膜炎を防ぐためにヒブと、それから肺炎球菌の2種類のワクチンを接種させていただいております。新聞等々でもう既に皆様方御承知かと思ひますけれども、3月10日現在で実は全国で死亡の件数が10件ということになりました。当初に3月5日土曜日でございますけれども、厚生労働省からまず第1件目の死亡事例が発生した段階で、具体的な状況は把握できないけれども、少なくともヒブ、肺炎球菌のワクチンを打ったお子さんがお亡くなりになられた事例があるということで、一時中止という指示が出ました。私ども、その中止の国からの指示を受けまして、関係の医師会、医師会に加盟しておられる医療機関での接種をしておるわけでございます、そちらへすべて一時中止をしてくれ、それから予約の受け付けもとめてくれということで連絡をとらせていただいております。今後、現実的に6件死亡事件が発生したというふうに申し上げましたが、今現在、厚生労働省の中に感染症等々を含めた専門委員会がございまして、そこで検討を重ねておられるところでございますが、いずれにしましても、ヒブ、肺炎球菌同時接種、あるいはヒブとその他の予防接種との混合で発生した事例がほとんどございまして、あと、なおかつ子供さんが既往症を持ってみえたということも含めて、今その専門委員会の中で協議が進められております。専門委員会から今のところ私どもへ連絡をいただいておりますと、死亡がいずれも接種と直接的な因果関係は認められないが、さらに情報収集をするとして、接種の再開を見合わせてくれということでの御指示をいただいております、一時中止をしております。今後も国の方針に合わせて、どういふ対応をとるかということ注視しながら動かなくてはいけないというふうに思っております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

国の関連法案が通らん場合には、当然従来の児童手当に戻ると。これはわかっております。したがって、まず従来の児童手当の財源確保だけにしておいて、通った段階で対応していくというのが、本来筋だと思ふんですね。まだ国の予算と関連法案が通らない前に、負担金を含めて計上してくるといふのは、本来あるべきものではないと思ふんです。これは見解の相違かどうかわかりませんが、その辺はまた委員会の方で少し協議をさせていただきます。

それから、もう1点お願いします。

今回の町長選挙、それから町議会議員選挙、ダブル選挙で1,200万ほど予算計上しておりますけれども、この主な出費額というのは人件費なんですね、実は。本当に経費節減云々ということとを前面に出して言われるなら、これ開票事務等含めて、地域の力もかりて、ボランティアでやったらどうですかと、こういうことですが、その辺について、これは予算計上しておられますので、従来のパターンで予算計上しておられるかと思いますが、その辺の基本的な考え方があるかないか、また、もしボランティアでということになれば、どういう障害が発生するのか、この2点。

議長（鈴木元八君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

谷口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、町長選挙、町議会選挙の同時選挙ということで予算計上をさせていただいておりますが、経費節減のためにボランティアでということですが、選挙の事務につきましては、経費の節減という部分もあるわけなんですけど、適正に選挙事務を実施していくということが選挙事務の大原則でございますので、現在のところ、まだボランティアを選挙事務の方に充てて実施をしていくということまで検討はしておりませんので、通常どおりの対応で実施をしていきたいというふうに考えております。

議長（鈴木元八君）

谷口鈴木君、よろしいですか。

ほかに。

[挙手する者あり]

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

2点お尋ねいたします。

説明の方の44ページのケーブルテレビ可児の第三セクター出資金というところの100万ですけども、私が説明を聞き漏らしているのかもしれませんが、FMの方はこれから設立を計画している出資金ということで100万ですけども、ケーブルテレビ可児の経営に関与できる資格取得のための出資金となっておりますが、これについてちょっと御説明をお願いしたいと思います。

もう1点、48ページなんですけれども、上から3段目の事務機器の借上料というところに、これ新規だと思いますね、去年の予算は上がっていませんので。年間リース料が49万2,000円

と書いてあるんですが、今年度予算は24万6,000円というのは、ここの辺の御説明をお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

その2点をよろしく申し上げます。

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

まず1点目、大沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

今ちょっと時間がかかりましたのは、予算書の方を見ておまして、予算書の方の40ページの24投資及び出資金のケーブルテレビ第三セクター出資金のことでよろしいでしょうか。

これは趣旨としましては、ケーブルテレビが、上之郷地区、難視聴地区も3月にすべてできたということで、先ほど総務部長からも説明がありましたように、全町がケーブルテレビは受信できるエリアになったということでありまして、行政としては、それを機に、行政情報の提供をコミュニティーチャンネルを使って出していきたいということで、例えばこの議会の本議会の内容とかそういったものも、住民の方にケーブルテレビを使って知っていただく、もしくは行政もできれば御嵩町の時間などを設けていただいて、定期的に行政情報を出していきたいと。そういったことは、国費を使ってケーブルテレビ網を整備した、これはやっぱり後で、チェックは加入率ということも問われるということですので、全町的にケーブルテレビ網を使って行政情報を流していきたいと。そういう観点の中で、今回100万を出して資本参加をしていくということを想定しておるわけでございます。

議長（鈴木元八君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、先ほどの事務機器の関係の費用額の関係なんですけど、年間リース料が49万2,000円ということで、今年度の予算計上が24万6,000円という部分でありますけど、すみません、具体的な月は忘れたんですが、更新時期が年度途中であるということで、更新後の月数に合わせて今年度24万6,000円を計上させていただくということでありまして。年度当初からの更新ではなくて、前の機器を更新させていただくんですが、新しくなった部分については24万6,000円という形であります。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

そうすると、古い機器のリース料というのは別に上がってこないわけですか。

議長（鈴木元八君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

すみません、少し訂正をさせていただきます。

今回、新規でありますので、新規の更新というか、導入時期が年度途中であるということで、その年度月該当分の予算を計上させていただきました。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

企画課長の御答弁に対してですけれども、行政情報を流していただくとか、また議会の中継、可児市が今やってみえますよね。そういうことをやっていただくことに対しては、またお金が要るわけですよね。違いますか。

議長（鈴木元八君）

企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

これは、ケーブルテレビ可児の方から取材を申し込まれば、これについては無料ということでお聞きをしております。ただ、その中で、強いて行政の、例えば福祉のこういうことをコミュニティチャンネルを使って流したいと、そういうこちらからの申し出があった場合には有料になるとは思いますが、議会情報等につきましては無料で、向こうの方からやっていただけるというふうに想定をしております。ただ、この出資金を出すに当たりまして、可児の方は、可児市が設備をした放送設備の中で放送しておるということでありまして、御嵩町の場合は、出資金を出すということの中で、放送施設についてはケーブルテレビが設置していただいて放送していただく、そういう想定しておりますが、今後、協議をしていきたいと思っておりますが、議会中継等は無料であるという今想定で考えております。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

そうしますと、今も御嵩町のお知らせとか無料でやってくださっていますよね。ですから、そんなに今までとあまり変わらない、出資金を出しても出さなくてもあまり変わらないんじゃない

ないかなという気もあるので、また委員会の方でよく精査していただきたいと思います。それで結構です。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

先ほどは環境審議会のことをお尋ねしましたが、民生文教にも、所轄部分にも関係するかなと思いましたが質問させていただきましたが、廃棄物減量等審議会の委員報酬料が上がっておりますが、これは3月号の「ほっとみたけ」では、ほかの審議会と兼ねてはいけないということになっておりますが、その点についてはどうなっているか。ほかの審議会と委員を兼ねてはいけないのかということが、ここの廃棄物減量等審議会については明記してあるので、そのことについてお尋ねいたします。

それからもう1点が、附属書類の23ページに、環境汚染総合調査委託料ということで380万が上がっております、222番のところですが。これは今回の補正予算にも上がってきておりまして、22年度は、当初480万の予算でしたが、今回の補正予算で259万5,000円が減額になっております。それで、今度新年度ということで380万で、22年度の当初予算の480万より100万安い金額となっておりますが、この環境汚染総合調査の委託料なんですけれども、値段が安くなっていますが、調査項目、それから調査回数、そういったことについては従来と同じであるのかどうかということをお尋ねいたします。

議長（鈴木元八君）

それでは、まず廃棄物減量委員会の関係につきまして、伊佐治住民環境課長。

住民環境課長（伊佐治徳保君）

岡本議員の質問にお答えします。

廃棄物減量の審議会におきましては、今年度で任期が終わりますので、新しく募集する方に関しましては、できるだけ幾つも関連のものに入らない形でいった方がいいんじゃないかということで、そういうやり方を考えております。

続きまして、環境汚染の調査の件ですけれども、これは去年とほとんど変わらない形なんですけれども、入札の金額などが落ちてきておりますので、その合った金額で少し減額をしてあります。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

審議会の兼ねてはいけない、兼務してはいけないということについては、統一見解が出ていないと思うので、そちらの方は一度検討していただきたいと思います。

それから、調査委託ということについては、これは入札が安く済んだということで、回数、それから項目などは変更がないというふうに理解しておけばよろしいでしょうか。

議長（鈴木元八君）

伊佐治住民環境課長。

住民環境課長（伊佐治徳保君）

今年度とは変わりはありませんので、よろしくをお願いします。

議長（鈴木元八君）

兼ねてはいけないという、その一つの見解についてお答えを。かどうかというのが質問がありましたので、その関係。

伊佐治課長。

住民環境課長（伊佐治徳保君）

その辺は各課とも打ち合わせをして考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで議案第4号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題としております議案第4号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。なお、先ほど各議員から御指摘ありました追加の資料につきましては、両委員会開催までに必ず資料を出していただくようお願いしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第4号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、議案第4号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては民生文教常任委員会で審査をしていただき、その審査結果を総務建設産業常任委員長に報告していただきますようお願いをいたします。

議長（鈴木元八君）

次に、議案第5号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第5号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題としております議案第5号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第5号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

次に、議案第6号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第6号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題としております議案第6号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第6号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

次に、議案第7号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題としております議案第7号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第7号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

次に、議案第8号 平成23年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題としております議案第8号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第8号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

次に、議案第9号 平成23年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

これはきょうじゃなくて結構ですけども、予算書の227ページ、貸借対照表の中で22年度の収益予測が出ておりますが、2のところ、下から5行目ですね、当年度純利益というところ、

例年ですとここら辺が2,500万ぐらいのマイナス計上されてくるわけなんですけど、ことしはここで410万というプラスになると。ようやく正常に戻ってきておるかなというふうに思っていますが、この辺の去年とことし、ここでどうしてこういう違いが出てきたかという、その辺の説明を次の委託先の委員会で説明できるようにお願いをしたいというふうに思います。以上です。

議長（鈴木元八君）

資料要求をされますか。

そうしましたら関係課、伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

では、その辺の資料を準備させていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題としております議案第9号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第9号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第15号 御嵩町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題としております議案第15号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を

付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第15号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第10号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 佐谷時繁君。

9番（佐谷時繁君）

予算書の22ページの中段より下の方、工事請負費の中で3,280万というのが冷房空調機取りかえ工事というのがありまして、当初7,500万円からこれだけ大きな数字が減額になっておりますけれども、ちょっとこの理由、差が大きいなと思いましたので、この理由を教えていただければと思います。

議長（鈴木元八君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

佐谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

冷房空調機取りかえ工事の関係なんですけど、本庁の空調機器が老朽化をしまして、今年度、更新をさせていただきました。機器の更新に当たりましては、プロポーザル方式を採用しまして機器の更新を行いました。最も効率的な方法で、なおかつ経済的なところをお願いをしたところ、工事差金ということでこの金額が出てまいりましたので、今回補正をさせていただきます。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

財産売り払い収入、資料18ページであります、これが補正額3,110万9,000円という計上がなされております。これについてちょっとお聞きしたいと思いますが、これは私どもいただいた資料によりますと、約8件の物件の売買ということですが、これは向陽中学校の前から橋のところまでの街路工事が前やられたんですけれども、そのときに用地買収等で、当時、非常に景気のいいときに用地買収をされた余剰地及び、それに伴う替え地等で町の方が取得された用地であるかと思いますが、これが今回転売された。そこで、当時、これだけの8筆の購入金額が約8,490万ほどかかっていると。今回、この用地をすべて売却して、トータルで2,850万ぐらい、これ3,200万出ておりますけど、単価と地積を合わせて計算しますと2,850万ぐらいになるかなと思うんですが、これだけの差額で今回町有地が払い下げされたということについて、景気動向等もありますけれども、これについて、だれに答えてもらおう、町長かな、担当かな。

議長（鈴木元八君）

それでは担当ですから、田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、谷口議員の御質問に回答をさせていただきます。

今御質問のありました町有地の売却収入の関係であります、これにつきましては、第4次行政改革大綱の改定版の中で、町有未利用地の売却処分の促進ということで事業を進めてまいりました。その中で、御指摘のとおり、当初、道路改良の関係で、用地購入したときの単価と、売却、未利用地を処分する時期に年数の差がありまして、その間にかんがりの地価の下落がありまして、売却の単価につきましては、購入価格の約3分の1ということで売却をしているわけですが、町の方としても、未利用地をいつまでも保有をしても有効な活用ができないということで、今回、隣地もしくは公募による応募のあった方に売却をしまして、土地の有効活用を図っていったということでもありますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

当時、町が買った土地の価格の約3分の1でしか売却できないと。それほど地価の下落というのは大きいんですが、通常の実勢下落というのは、おおよそ3分の1までは落ちていないんじゃないかなと。特にこれは鑑定士を入れて、国道沿いの鑑定を基準にしてやられておるといふことですので、それはそれでいいかと思いますが、国道の、これ鑑定士入れたのか、路線価そのままやったのか、この辺のところと、それから、こういう状況で8,000万以上の

購入価格、約8,500万近い購入価格を持ちながら、実際に3,000万弱でしか売買できなかったと。これについて、町長の所見を一言いただきたいと思います。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

谷口議員の御質問にお答えをいたします。

私は議員の当時から、柳川前町長に対してこの特に南山環状に関連しての余剰地といいますが、残地の部分は一日も早く処分すべきだということを申し上げてきておりました。当時、まだ1割、2割の下落でとどまっておりました。行政的な考え方からしますと、もともと引けなきや売れないということで、ずうっと持ったままにしておったというのが現状であるわけです。そのうちに基本的には3分の1になってしまったということが言えるのではないかと。また、南山環状線をつくるに当たって、かなり単価も、当時は実勢価格よりも高い価格で買い取っていったという事実もあるかと思えます。

今回、処分に当たりまして、鑑定士の鑑定によって単価を決めさせていただいたということで、基本的に、これから土地が値上がりしていく可能性が今後大きくあるのであれば、処分は踏みとどまったとは思いますが、しばらく、いつのころになるかはわかりませんが、少なくとも今土地が動いている状態ではありませんので、このあたりが売り払いのしどころかという判断をしまして、現在の状況に合わせて価格の設定をさせていただいたということになります。以上であります。

議長（鈴木元八君）

谷口議員、よろしいですか。

[挙手する者あり]

はい。

11番（谷口鈴男君）

これについては、昨年、町の余剰地の売り払いについて、かなり持っておる土地の有効利用を含めて、少しずつ処分せざるを得ないということで、その比率等もある程度は聞いておりましたので、それほど驚くべきことではありませんけれども、やはり原資は税金でございますので、その辺若干ジレンマがあるかなと思いますので、とりあえず指摘だけしておきます。

もう1点、今回、18ページに減債基金繰入金ということで、1億円の繰り出しを減債基金から行っておりますが、これは22年度国保の1億7,000万という大幅な赤字計上の分の1億円の補てんということで、減債基金から繰り入れをされるということですが、ただ単に、これは1億7,000万赤字が出たから、それじゃあとりあえず一番端的に利子もかからないところ

からとりあえず出しておかなきゃあないだろうというような安易な、安易であるかどうかは別にして、いずれにしてもこれ帳じりを合わせなきゃいけませんので、繰り出しをされた。しかし、他の方法はなかったのかということについて1点。

それから、これは国保でやらなきゃいけない問題なのかわかりませんが、ここで減債基金で繰り出しが出ておりますので、ここであえて聞きますが、年間に1億7,000万からの赤字が出るというような国保の管理体制というのはいかがなものか。その辺のところを、これは前、だれか指摘されたときに、最終的には責任は町長にあるということでありましたけれども、ただ責任が町長にあるということだけで済むかどうか、その2点お伺いしたいと思います。

議長（鈴木元八君）

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

谷口議員の御質問にお答えいたします。

まず1億円の一般会計を通しての繰入金、国保特別会計への繰入金につきましては、安易な考えではなくて、本当悩むに悩みまして、担当の者で、いろんな方法も考えました。一つには、市中銀行からの借り入れをしてこいというような極端なお話もあったんですけども、そういった利子等を含めると、かなりの必要経費を費やしてしまうというようなこともありまして、今回は一般会計の方におすがりをして、お願いをしたというような次第です。

なお、この返済につきましては、必ず返済するというようなことで、現在、返済方法については協議中ではありますが、5年間ちょっと貸していただくというようなことで、来年、平成23年度につきましては、利息の部分だけを若干返すというようなこと。平成24年度から4年間をかけた、毎年2,500万円ほど、それプラス利子なんですけれども、見込んで返していきたいと、そのような形で考えております。

第2点目の、今回1億7,000万円の歳入不足を発生しましたことにつきましては、やはり当初予算の見積もりがかなり甘かった、そういった一言に尽きると思うんですけども、なおかつ日ごろからの医療費の急騰、そういったものも目配りをしてはおりますけれども、国保会計の体質上、2ヵ月後に医療費の請求が来ると。そういったことで、2ヵ月後になって初めて医療費が高騰しておるといような、その傾向がわかってくるというようなことで、かなりこちらの方も注意はして、そういった状況を見込んでおりますけれども、そのあたりも御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

一つ管理体制について答えられておりませんので、国保の管理体制はどうかということを一つ答えてあげてください。

保険長寿課長（山田 徹君）

国保の管理体制につきましては、やはり先ほど申しましたように、医療費を日ごろ点検していくというようなことなんですけれども、そういった形ばかりではなくて、税収入の方も落ち込んでおるとい、今回のそういったところにも目配りがしていなかったというようなこともあります。ただ、その税収入につきましても、本算定の方で初めてわかってくるということになりますので、当初予算の段階では見込め切れていなかったというようなことが事実でございます、そのあたり、管理体制につきまして甘いと言われるかと、そうかもしれませんが、担当の方としましては精いっぱいやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

通常、年間1億7,000万からの赤字が出るということは、これ12月の定例当時にはある程度予測されたんじゃないかなと、ある一部の部分の要因については。ところが、その辺の対応がなく、今回いきなり最終ということで出てきたということで、その辺がきちっと精査されておったかなというようなちょっと疑念があったものですから、いわゆる国保会計の管理体制についてというお話をちょっとお伺いしたんですが、これはまた今後一つの教訓にして、ぜひとも健全な保険運営というものを、やっぱり保険制度の運営というものをやっていかざるを得ないということで、お互いにやっぱりこれは研究材料かなと思っております。これはこれでよろしいです。

もう1点ですが、22ページ、財産管理費の使用料及び賃借料、機械借上料178万円、これは多分7・15災害のときの費用精算かなと思っておりますけれども、7・15災害で緊急復旧ということで、いろんな業者さんにたくさん手伝っていただいて復旧活動をやっていただいたんですが、これの精算というのは、もうこの時点ですべて終了できるのか、まだ若干残っておるか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（鈴木元八君）

吉田建設課長。

建設課長（吉田隆博君）

谷口議員の御質問にお答えします。

7・15災害につきましては、重機の借上料、使用料及び賃借料、14ですね、これで支出しております。先ほど松岡部長の方で資料で説明したとおりでありまして、ここに計上してあります金額につきましては、総務課の方なんです、稲荷台団地ののり面が崩壊しまして、これが

普通財産ということで、当初、町道ののりということで、建設課の方で対応しておったんですが、調べましたら普通財産でしたので、総務課の方で予算づけして、応急処置をしていただいた分を支払うということで、これで一応応急分については建設課と総務課に関しては完了ということでございます。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

7ページの繰越明許費の補正のところの7番の中山道みたけ館の空調設備事業ですね、これが4,035万なんですけど、これについては、13ページの国庫補助金のところにも2,800万ということになっておまして、そのときの説明では四つの事業でということなんですけれども、この中山道みたけ館の空調設備というのは15年たったということなんですけど、そんなに老朽化が進んでいるのかということと、どういう協議があってこの中山道、空調設備ということになってきたのかということをお教えください。

議長（鈴木元八君）

玉木生涯学習課長。

生涯学習課長（玉木幸治君）

岡本議員の御質問にお答えいたします。

今回、中山道みたけ館の空調設備につきましては、平成8年に図書館、郷土館の複合施設として中山道みたけ館が開設されました。15年の経過をしまして、現在、空調設備につきましては、川重の吸収冷式機械になっております。それで、老朽化のため、今回プロポーザル方式で環境に優しい低炭素の社会づくり及び来館者の快適環境の提供を図るために、かつまた一般経費の削減を考えまして、今後地域の活性化、光をそそぐ交付金利用で行うものでございます。

それから、先ほどの工事請負費につきましては4,000万でございますが、2,000万の交付事業と。あと残りにつきましては、先ほど岡本議員が言われましたように、小学校100万、それから中学校200万と図書館用の500万でございます。以上であります。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

もう一つ、今の中山道みたけ館の空調設備で、あと残りは一般会計からということですか。

議長（鈴木元八君）

玉木生涯学習課長。

生涯学習課長（玉木幸治君）

4,000万のうち2,000万につきましては一般財源の方で支出しますので、お願いいたします。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

二つ、ちょっと関連みたいな感じになりますが、お願いします。

先ほどの町有地売却の3,100万の件ですが、これは税務課長、ちょっとお聞きしますけれども、当然ながら固定資産税の見直しが入ってくるわけなんです。近隣の用地の売買に伴うものを参考にするというのがあるはずなんです、この辺の固定資産税に与える影響というのはいかがお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（鈴木元八君）

日比野税務課長。

税務課長（日比野 優君）

安藤議員の質問にお答えします。

直接的には固定資産税に与える影響は、大きく言いますとないんじゃないだろうかというふうに思います。町としまして、24年に評価の見直しがあるわけですが、一応今現在、町で125の評価地区を持っておりまして、一応それで計算をしてやっております。

ちなみに、21から22ですと、全体で土地としては約2%ぐらい、一応今は下落しておるんじゃないだろうかというような状況だけはつかんでおります。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

町のそういう御見解みたいですが、公定価格とかそこら辺に与える影響が必ず出てくると思っていますので、この辺のところの3分の1というのは、いささかないとおっしゃればないと、こういうことで御理解しておきます。

もう一つ、基本的なことをちょっと教えてください。

生涯学習課長にお聞きしますけれども、光をそそぐ交付金と、こういう名目で繰越明許費に

上がっておるわけですが、この光をそそぐ、えらい難しい名前が出てきたわけなんです、これはどういうところへ使うという交付金の趣旨なんですか。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

今の安藤議員の御質問は、制度のお話でしたので、企画課としてお答えさせていただきます。

この地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金の概要でございますけれども、これは円高デフレ対応のため緊急総合経済対策、新成長戦略実現に向けたステップ2ということで、平成22年10月8日の閣議決定においてなされた、新たな交付金を創設し、これまで住民生活にとって大切な分野でありながら、光が十分に当てられなかった分野、この概要の中には、その分野というのは、消費行政、消費者行政、DV対策、自殺予防の弱者対策、自立支援、知の地域づくり、そういう概念で書かれておりまして、そこへの地方の取り組みを支援することを踏まえた交付金という形であります。

今回、御嵩町がこの光をそそぐ交付金としてこの中山道みたけ館等の空調機器、これは知の地域づくりということの中でこういった教育関連の施設の部分も認められたということでありまして、この言っておる概念的にはこれだけですけれども、採択される分野というのはちょっと広くて、事前に県と協議をした中で、今回上げました空調の部分も該当になるというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

今おっしゃったように、光の当たらないところへ、日ごろなかなか資金を使いにくいところへ使いなさいよということで、こういう制度がなされたというふうに解釈するわけなんです、中山道みたけ館の空調なんていうのは、ほかの補助金を使えば幾らでもその対象になるじゃないかなというふうに思っておりますし、それから、決して光が当たってこないじゃなくて、非常にスポットライトの当たったところであって、ここら辺のところを、別に今急いでやる必要もないだろうというふうに思っておりますが、私が聞いておる範囲では、文化財と、そういうものの補助、それから保存について、県の方からそういうものに使ったらどうだと、こういう補助金が出てきたときに、一層そういうことでやったらどうなんだということでおてきたような話を聞きましたんです。ぜひ今後、そういうものがなかなか手当をしくにということになれば、やはり使い道を、出してくれた人の方へ沿った使い道に変えたらどうかなというふ

うにと思いますが、そこら辺の所感はどうですか。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

安藤議員の御質問にお答えいたします。

方針ということでお答えすればいいかなと思いますが、例えばこの御嵩庁舎の空調についても、基本的には補助金はございませんでした。一生懸命探して、これはグリーン・ニューディールの関係で交付金でいただいた。中山道みたけ館の空調をかえるにしましても、この光をそそぐが該当になっただけであって、ほかの補助金というのは基本的にはございませんので、この交付金を使わせていただくということにいたしました。

実をいいますと、こういう単発の交付金というのは、何か継続していかなければいけないような事業に充てていきますと、それ以降、町単でやっていかなきゃいけないことがあります。例えばDV関係はもう担当の方で行ってはおりますけれど、新たにだれか人を雇ってやりますと、そのままずっと継続していかなければいけないということになりますので、どこの自治体も頭を悩ませるのは、継続事業ではない単発で終わるものに充てていこうというメニューの選択をしていくということになります。したがって、物品の購入であるとか、補助金のこれまでならつかなかったであろう事業というものに単年度で充てていくという方針をとっている自治体がほとんどだと思いますので、その点についての御理解をいただきたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

今、緊急なもの、継続性のないものと、そういうことは当然だろうというふうに思います。そういう観点からいきますと、緊急雇用対策の金が今人件費に使われておるというのが一つありますよね。こういう言われておることと行われておることが少し違ってきておるとい、こういう現象が出ている。

それと、先ほどの補助金の話になりますが、当然ながらこういうことは予測して、私が勝手に言うのはあれなんです、政権のいろいろもめていると、そういうような状況になるとまた国の方からいろんな補助金も出てきたり、いろいろなばらまきも出てくるだろうと。そういうものを利用していけばいいし、確たる目標を持ったものについては、やはり目的どおりに使うのが筋じゃないかなと、こういうふうに思いますので、その辺はどうですか。

1 番の緊急雇用対策のお金は人件費に使われておると、そういう事実はどういうふうにお考えですか。

議長（鈴木元八君）

その関係でお聞きになると。

緊急雇用の関係、最後につけ加えがありました。

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

緊急対策もいろいろでありまして、雇用対策に使っていいお金とかいろんなものがありまして、その国のメニューに沿って、人件費に使っていいものは使っておると。ただ、継続的に使うというのは難しいので、人件費も期間限定で、今の雇用不安の中で、自立を促す部分、行政が雇用をして、継続的な雇用ができるまで緊急に雇用するとか、そういったような意味合いの国のお金もありますので、そういったお金は人件費に使うことはもともと想定されておる部分ですので、そういうものは御嵩町の行政の中でも人件費に充てておるとい、一般論で申しわけないんですけども、そういうような形で使わせていただいております。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

伊崎公介君。

1 番（伊崎公介君）

今話題になっている光をそそぐ交付金なんですが、一つちょっと私もほかから聞いた話で申しわけないんですが、何か県の指定の文化財に対しての保護に使えないかというようなことを県の方からの申し出があったというようなことを聞いておりますが、その辺のところはどうでしょう。

議長（鈴木元八君）

玉木生涯学習課長。

生涯学習課長（玉木幸治君）

伊崎議員にお答えいたします。

昨年度より、国宝の願興寺本堂、あるいは県の指定されております鐘楼門の施設ですね、文化庁、あるいは県の文化課の方と現場視察をしていただきまして、現状把握をしていただきました。なお、補助対象等事業にいろいろ協議した結果、なかなか補助の対象がないということから、そのような協議をしまして、願興寺、あるいは鐘楼門の見積もりを依頼したわけですが、今後、文化財の所有者の方から、屋根の修繕のみの返事をもらっておりますが、現実にはこの

文化財につきましても数何百年たっておりまして、柱、あるいは屋根板の方もございまして、今後建物修繕を考えるにつきまして、国あるいは県の補助を検討しながら協議していきたいと、そういうふうに思っております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

伊崎公介君。

1 番（伊崎公介君）

そうすると、少しあいまいなお話になっちゃいましたけれども、今回そういう御提案はなかったというふうに解釈してよろしいですか。

議長（鈴木元八君）

玉木生涯学習課長。

生涯学習課長（玉木幸治君）

はい、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

伊崎公介君。

1 番（伊崎公介君）

それじゃあ、ちょっと質問の内容を変えまして、補正予算書の44ページのところで、今回、公債費のところでは繰り上げ償還が7,200万円ほど計上されておりますけれども、繰り上げ償還自体は借金が減っていいことだと思うんですが、これは将来負担比率92.8以上のところで財政健全化計画が出される、その一環として御嵩町としてはこの繰り上げ償還ということを選ばれたと思うんですが、この将来負担比率92.8以上というところで、将来負担比率、これ県下34自治体の中で御嵩町というのはワースト7位にランクされておるというところで、恐らくこの将来負担比率というのは、特別会計、あるいは公営企業会計で病院を持っているとか、観光とか住宅、そういう公営企業関係を持っているところが悪くなると思われるんですが、そうすると、ワースト7位とはいえ、御嵩町、相当悪い数字じゃないかと。公債費比率の方はさほど悪くはないけれども、このところで将来負担比率がこれだけ悪いという理由をちょっとお聞かせ願いたいんですが。

議長（鈴木元八君）

将来負担比率の悪さについての質問です。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

では、少し休憩します。10分間とします。

議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開をいたします。

それでは、伊崎議員の質問にありましたように、将来負担率ワースト7位の原因等について執行部より説明を求めますので、田中総務課長、よろしくお願いします。

総務課長（田中康文君）

それでは、御嵩町の将来負担比率がどうして高いかということにつきまして御説明を申し上げます。

将来負担比率の計算でございますが、標準財政規模から歳入の公債費を引いたものが分母になります。分子の方は、将来負担額ということで、地方債の残高、それから町が債務負担を行う債務負担行為支出額、それから公営企業等の繰出金、それから可茂衛生とか可茂消防組合等の負担金等が分子になるわけなんです、それから基金等の金額を引いたものが分子になるわけでありまして。御嵩町の場合、この分子の方で大きなものとしましては、水道、下水の関係の繰出金の額が大きいので、率が上がってきているということと、それからもう1点、基金の方ですが、国保への減債基金の関係で2億円ほど基金が減っておるという部分がありまして、あわせて率が高くなっているということでございます。以上です。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

伊崎公介君。

1 番（伊崎公介君）

繰り出しの額が多いと言われましたけれども、御嵩町には公営企業というものは水道、上水道しかないわけで、そうすると、これは相当気を引き締めていかなければならないというふう

に解釈していいわけですね。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

伊崎議員の質問にお答えをいたします。

相当引き締めるということはもう既に始めておりますので、下水道等々への繰出金、いわゆる借金返済分の持ち出し分というのはふえてはおりますけれど、あと2年ほどで逆転して軽く

なってくるというふうに、そういうシミュレーションを描いております。また、一般会計の公債費についても、同じようなシミュレーションができ上がって、もう既に毎年の返済額というのは少なくなってきたということですので、このパターンを守っていきたくと。

以前、柳川前町長がこの場でおっしゃったことがあるんですが、将来負担比率について、頭の中にあっただらうと思えますけれど、大きなまちでの都市計画税を持ちかけておられる自治体は、基本的に収入が確保されるということから、下水等との公債費そのものも、今の総務課長の説明にあっただように、分子と分母の関係にありますので、非常に将来負担比率については軽くなってくるのが事実であります。ただ、いずれ御嵩町もそうしなきゃいけないのかなということはおっしゃいましたけれど、とりあえずは私自身は、今のシミュレーションを守っていくことで、都市計画税という財源を求めるつもりはございませんので、着実に借金の元金を減らせば、毎年の返済額も軽くなっていくということを守っていきたく。

今回、繰り上げ償還をするわけですが、これも非常に微妙なところがございまして、町単、町の判断だけで、今ある借金の金利の高い分だけ返したいというふうに思いましても、実は返しても意味がないという借金があります。といいますのは、その間の金利を全部つけて返しなさいというのが基本的なルールで、国が繰り上げ償還を認めてくれたものについては金利はそこで終わるということ、そしてもう一つ、借金していると、地方交付税に算入されますので、これが切れてしまうということもあります。今回認められている部分については、そのまま地方交付税算入をしていただけますので、約10年間ぐらい残っているものがありますけれど、そういう意味で、いわゆる財源として減額される部分がないということですので、この繰り上げについては積極的に対応したということになります。以上です。

議長（鈴木元八君）

そのほか。

[挙手する者あり]

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

今ちょっと将来負担比率を、先ほど私、実質公債費比率のことを言っておきましたんですが、多分ちょっと御理解が違うといけませんので、ちょっと確認だけしておきますけれども、今御嵩町は、去年から、ことしというんですか、20年度、21年度では、将来負担比率が107ぐらいの覚えだったんですが、非常に上がってきていると。それを今心配されておる。先ほども言いましたように、実質公債費比率は下がってきていると。これは同じように、なぜ聞いたかといいますと、一つは、借金をベースにしている、要するに負担をベースにしていますから、片一方が上がって、片一方が下がるということは、普通は考えられないんですね。ですから、私は

将来負担比率のことは言わなかったんですが、そのところになぜかという疑問を抱いて、先ほどの実質公債費比率の下がり余りに激しいので、これはちょっとおかしいんじゃないかというふうに私自身は疑問を持っていますから、そのところを説明がいただけるように、ここでは答えは必要ございませんので、実質の数字を次の委員会のときにまたお聞きしますから、よろしくお願ひしたいと。これは補足です。

もう一つ、先ほどの継続性のない補助金の件でございますが、緊急雇用対策等の、お答えいただいたんですが、少し具体的に言うと、これ参事、今観光協会を迂回して、今の緊急雇用対策を使って人件費等々をお出しになっているはずですよ。そこら辺のところ、総額幾らで、約でいいですよ、今後その問題というのは、以前はお答えしていただいておりますが、町費にかかってくると、こういうお答えだったと思いますが、その辺のところをもう一度確認をしておきますが、もう一度お答え願ひます。

もう一つ、後で終わりましたから質問させてください。

議長（鈴木元八君）

堀参事。

まちづくり担当参事（堀 智考君）

安藤議員の質問にお答えします。

今の件は、当初予算の方の編成の今後の話になってくるかと思っておりますので、具体的な資料を、今後どういう感じにという話で提供させていただきまして、今現在、ちょっと来年度、再来年度どういうふうにしていくかという形のやつをすぐにお出しはここではできませんもので、今度委員会の方の資料提供という形でとらせていただきたいと思いますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

よろしくお願ひします。

先ほど生涯学習課長からお答えいただきましたんですが、非常に心強いお答えをいただきまして、御嵩町の大事な文化財である願興寺の鐘楼門及び屋根については、近々のうちに実現できるように今計画しておると、こういうことでございますので、その辺のところは間違いないでしょうか、ちょっと確認だけしておきます。よろしくお願ひします。

議長（鈴木元八君）

玉木課長。

生涯学習課長（玉木幸治君）

安藤議員からのお尋ねでございます。

文化財ということですので、頑張ってやっていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い致します。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

そういうお答えで満足しておきたいんですが、大概、頑張っていますとか、考えていますとかいうのは、やらないのが前提みたいな感じですから、ここで確認しておきますが、いつぐらいつまでにお考えですか、ちょっとお答えください。

議長（鈴木元八君）

玉木生涯学習課長。

生涯学習課長（玉木幸治君）

県の方の補助金等ございまして、また国もございまして。その予定が24年以降になるかと思っておりますが、現実にはまたちょっと早く考えていきたいという気持ちでおります。23年度ぐらいには申請等、ことしですが、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

補正予算書の22ページの下から2段目の報酬のところなんですけれども、総合計画審議会委員報酬が13万減額、そして総合計画策定検討委員報酬が8万円予算の8万円減額になっておりますね。そして今回、第4次総合計画の後期計画策定業務委託料ということで44万2,000円減額ということなんですけど、総合計画策定の後期計画については委託をしたわけですが、その際に当然審議会だとか、それから策定委員というものの意見を聞いたり、委員会を開かなきゃいけないと思うんですが、今回、策定委員の報酬が8万円予算のうちの8万円減額ということは、この見直しをしなきゃいけないのに、これが一度も開かれていないということは、この委員会というのは不要なものなんでしょうか。どのように検討されたのか、伺います。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

岡本議員の御質問にお答えします。

当初、ワーキンググループをつくってやろうというつもりでおりまして、その分が報酬の下から二つ目の策定委員報酬ということでありまして、これは実質的には開かなくて、今の段階で総合計画の審議会委員、これは開いておりまして、そちらに意見を言っていただくということで進めております。ですから、多少当初の想定とは違いました。なぜかといいますと、後期計画ということで、ある程度一からつくるというよりも、今までの見直しと、それからあと広い総合計画、4次総の当初計画の範囲の中でどこを直すべきかと、そういうようなことの中で、結果としてワーキンググループの部分が要らなかったということでもあります。

それと、4次総合計画につきましては、480万の当初予算に対して、入札、コンサルに下資料とか、委員会で検討したものについて作成をしていただいております、そのコンサル料が入札差金ということで44万2,000円少なくなったので、その分を補正で減額させていただくと、そういう趣旨でございます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

それでは、この総合計画策定委員の、先ほど言われましたワーキンググループというのは、今回の単発のものというふうに理解してよろしいでしょうかということと、それから審議会の方へ議論をゆだねたということなんですが、これも半分に減額になっておりますけれども、こういったことも当然、最初から作り直すわけではなくて、見直しするにしても、こういったときこそこの審議会に、何回開かれたのかわかりませんが、当初計画の半分しか使われていないような、審議会の回数も当然少なかったと思うんですが、こういうときこそきちっと審議会で議論しなきゃいけない問題じゃないでしょうか。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

審議会も、最初の想定しておいた委員人数と人数が多少減りまして、実際に委任した人数も減っております。ですから、回数的にはそんなに当初の想定と変わらないと思ったんですけど、大きく減額をした理由としては、審議会委員の数が、当初の何名以内というところで約半分程度の委員で審議を進めておるということで、当初の予算が余ってきたということでございます。後期計画とはいえ、きちっと、何が今までで前期の分でできたか、また何ができなかったのか、それから今の時点でどういうことが重点項目なのかということは、基本的には役場の中の担当セクションの中できちっとヒアリングを行いまして詰めてきて、委員の方に見ていただいております。

るという形であります。

それと、もう一つちょっとつけ加えさせていただきますけれども、今回、行政改革、今までは行革と総合計画というのはばらばらで委員をお願いしておりました。今回、総合計画の委員の中で、その中の一部の方が行革委員として残っていただいて、総合計画で広げた計画の中で行革として財政上圧縮というか、効率的にやっていく部分、それを総合計画の委員にチェックをしていただくと、そういう視点で委員も兼務をしていただきまして、その総合計画をつくっただけじゃなくて、その後のことも行革という視点で見守っていただくと、そういうふうで考えております。そういった意味で、委員もちょっと当初想定よりも少なくして、審議会の内容を密度よく充実させてやっていきたいと、そんなように思っておりますので、その辺が多少当初予算の想定のとときと違って来たということでもあります。よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

具体的に人数と回数を教えてください。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木元八君）

暫時休憩。

午後 2 時34分 休憩

午後 2 時37分 再開

議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開いたします。

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

それでは、具体的な開催回数と人数を言います。

総合計画の審議会委員の方は、当初18人の想定で予算を組ませていただきましたが、実質的には12名を任命しております。ただ、金額的なことになると、その中で欠席をされた方とか、最初から職務で出ているから報酬は要らないとおっしゃった方も1名いらっしゃいますので、そういった部分で、これ3月補正ですので、不用額は落としておるという関係で金額的にはたくさん、13万ほど落ちております。

それから、今の12名の総合計画審議会の委員の中で5名を行政改革推進委員として任命をし

ております。行政改革推進委員会の方は、最初の1回目は一緒の会議を持ちましたので、行革としての会議は2回ということで、5名の2回分というのが行革推進委員会の委員報酬であります。以上で説明を終わります。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

議員の方の総合計画の審議委員も、たしか人数が減らされているというか、減らしたと思うんですが、当初、ワーキンググループをつくる予定であったというところで、それをなしにしたということなんですが、それで、担当セクションの方で詰めて、審議会にかけたということをおっしゃったんですけども、こういうことこそ、いつも言われる住民参加でのところで、ワーキンググループなどで広く意見を聞くということが住民参加の手法の中の一つじゃないかと思うんですね。そういったことでワーキンググループということ当初計画をされてみえて、それで後になって、やっぱりやりませんでしたということでは、いつも住民参加ということ掲げておられる割には中身が伴っていないのではないかというふうな思いを抱くわけですが、その辺のところの御見解をお伺いいたします。ということで、これで最後の質問にします。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

当初の想定と違ってきたことにつきましては、配慮がなかったといえればそれまでですけども、一つ住民参加が、人数だけの問題ではないのではないかとはいいます。これはやっぱり密度よくいろんな方に、いろんな方にといたら今回12人ですけども、12人の中でいろんな意見を言っていただいてやっていくというのも住民参画の一つの形であって、当初よりも減りましたけれども、それで住民参画の部分が薄くなったという、そういう思いではありませんので、よろしくをお願いします。

それと、やっぱり総合計画の当初からはやっぱり広くやっていく必要はあるとは思っております。以上です。

議長（鈴木元八君）

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

教育委員会の玉木課長の願興寺の関係の答弁の中で、補足説明の申し出がございました。教

育委員会、渡辺参事、お願いします。

教育担当参事（渡辺義弘君）

大変申しわけございません。先ほどのそれぞれ3人の議員の皆様から御質問が出ております。願興寺の件につきまして、少し補足説明をさせていただきます。

この願興寺の件につきましては、屋根の腐食等の話から補修改善という話が出ております。これにつきましては、文化庁及び県の文化財課等も現場を確認し、いずれはそういった改修が必要だということは認識はしております。そういった中で、当然これを文化財の関係から補助を得て改修等をしていくということになりますと、基準的には国の方が85%、残りの分の2分の1が県の補助分、そして、その残りの分につきましては所有者負担というようなことに一般的にはなっておりません。こういった中で、こういった文化財の保護ということにつきましては、文化財の審議会の意見も聞きながら、今後のそういった大規模改修というようなことも含めた形で3カ年の計画の中に含め、前向きに考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（鈴木元八君）

ありがとうございました。

そのほか。

[発言する者なし]

なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論に先立ちましては、まず反対の方の発言、そして賛成の方の発言という順序になっておりますので、よろしく申し上げます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[挙手する者あり]

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

国民健康保険の一般会計、財政基金から持ち出しの件であります。これは当然補正しなきゃしょうがないというふうには解釈しております。ただ、責任があいまいもここで、いわゆる現実問題、協議会でも、見積もり誤りだということは認められているわけですね。それを見積もり誤りだというだけで終わっちゃって、ここまで流れてきたわけでありまして、補正しないかということとは物すごく理解していますが、その辺の処方をどうされていかれるのか、ちょっとお聞きします。で、反対します。

議長（鈴木元八君）

ほかに討論ございませんか。

[挙手する者あり]

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

ただいまお答えがあつて、くどいようなんですが、光をそそぐという、こういういいあれがありますので、この際、やっぱり組み替えをして、その建設費に充てるという方がスムーズにいくんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の組み替えを要求していきたいと、かように思います。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[発言する者なし]

討論なければ、これで討論を終わります。

これより議案第10号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第11号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第12号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第13号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第14号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第22号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

きのうの議会運営委員会協議会の中で話題になったわけではありますが、この工事というのは、新聞社ヘリークがあって、新聞報道がされました。そのことについて協議会で少し、入札のトップである副町長から事情をお聞きいたしました。その中で副町長が説明されたのは、今回7社が入札に参加されているわけですが、その中の数社は仕様書がないという話でしたので、これを、入札に参加されて仕様書がないというのはどういうことか、もう一度副町長、説明をお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

この件につきましては、2月15日に7社を町の方へ呼び出しをいたしまして、事情聴取を行いました。その中で、工事内訳書の有無についてそれぞれ確認を行いまして、中には当然工事内訳書はつくっておきまして、要望があれば提出するというところもありましたし、中には内訳書はつくっておるが、その後処分したとかいうところもあります。

今議員が言われましたように、他社で積算をしてもらったということもございまして、そういう確認はいたしました。その中で、当然、工事入札に当たっては、内訳書も当然必要になってきますので、当然つくるべきだろうという指摘はしておきました。今後入札等につきましては、この辺も提出に向けた検討をしてみたいと思います。以上です。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

佐谷時繁君。

9番（佐谷時繁君）

これは賛成反対ではないんで恐縮ですが、今梅原議員も言われました中で、通報があったという、これは議会運営委員会でその話が執行部の方からありましたんですが、通報のあった業者というのが名前がわかるのか、あるいはこういう場では発表できないのか、あるいはその通報があったのは、この金額で落としますよと、多少議運の説明では、入札で落札された価格と通報のあった価格が少しは違っていたというふうな話がありました。具体的に金額がもし発表

できるのであれば教えていただけたらと思いますが。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

この件につきましては、開札日が2月15日でありまして、前日の14日の午後、新聞社の方へ匿名で通報があったということを新聞社から御嵩町の方へまたその情報が参りました。このときには、落札業者と落札金額が伝えられまして、実際、15日に開札しましたら、業者としては通報どおりの業者でした。金額につきましては、5万円の差がありました。以上です。

議長（鈴木元八君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

今いろいろお聞きしたわけでありまして、じゃあ副町長にもう一度お尋ねしますが、調査もなされたということでありまして、何を根拠に合法だと決めつけられたんですか、それを教えてください。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

7社から聞き取りをいたしまして、談合はあったかという事実確認を当然しました。7社とも、そういう事実はない。ただ、総合的に考えますと、こういった情報が来ること自体が、この町内の業者の中で何か問題が起きていないかということも疑われますので、その点もたどりました。全社とも、何ら問題は起こっていないというような回答でありまして、皆さん思われるように、確かにグレーの部分はあるかなと思います。ただ、いろいろ聞いた中でクロという確証が何も得られません。通報された方も匿名でありまして、それ以外に、そのある新聞社からだけではなし、そのほかの情報というのは何も来ていませんし、町として、一応最大限の努力はいたしましたけれども、クロという判定を出すには至りませんでしたので、グレーという時点でこの入札を破棄するというのも、それはできませんので、結果として各業者から確約書を取り、また警告書を出して、この最低価格の業者と仮契約を結んだということでありまして、以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

各業者に聴取をされたということですが、談合しましたなんて言う業者はいないですよ、そんなもん。

それと、ここ近年、新聞報道によりますと、こういうグレーの工事というのは、やっぱり一たん停止していますよね。その辺のあたりはどういう見解でオーケーを出されたわけでしょうか。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

これはグレーの時点で中止できればいいんですが、これもこの前全協で説明したかなと思いますけれども、今まで、これ一般競争入札で、電子入札という制度であります。通常の指名競争入札ですと、入札当日に業者に来ていただいて、初めてそこで入札書を投函するわけですが、今回はそうではなくて、電子入札の形でしたので、もう2月14日の、新聞社から町へ通報があった時点には、既に調べたら、全社とも入札済みでありました。ですから、その時点で全部業者を呼んで、もう入札されちゃっておるのに、ただ、まだ開札していないだけの状態では、業者を集めて、もう一遍やり直しますよということとはできない状況であります。で、今のところ、談合対応マニュアルというのもつくっておりますが、この電子入札に対応したものと若干相違がありますので、今後この点についてもマニュアルを見直していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

普通の方式からいきますと、きのうの説明、きょうの話を聞いていますと、仕様書がないのが数社と、こういうふうな表現をとられておりますが、日本人的に考えれば、数社というのは五、六社と、こういうのが普通の理解でありますので、7社のうちで数社といったら、持っていったのは1社か2社と、こういう理解になってしまいますが、その辺は副町長、どういうふうにお考えですか。

議長（鈴木元八君）

副町長。

副町長（竹内正康君）

数社という文言からいきますと、二、三も数社かなと。日本語は難しいものでありますが、当然、この入札につきましては、予定価格を公表されておりますので、それ以下で入札すればできることなので、連れ立って仕様書もつくらずに入札に参加したというような業者もあるかなというふうには疑いもありますけれども、業者としての今後、町が、ふえてきて、当然工事内訳書等をつくれという資料を今後載せていきたいと思っておりますので。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

安藤博通君。

2番（安藤博通君）

普通は予定価格があって落とすわけなんですけど、自分のところで見積書もなく、入札に参加するということはほとんど考えられないと。非常に安い値段で落としてしまって、原価を割るとか、そういうことも考えられますので、そこら辺のところは普通はあまり考えられないと。そういうことはどうなんですか。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

今回のこの工事は下水の工事でありまして、工事の内容の大半が推進工事、推進で行う工事でありまして、大変期日を要するということもありまして、この参加者の業者の中には、自社では積算がちょっとできないというような業者もあったようです。それで、よそへ依頼をして、見積もってもらったというようなところもあったようです。

議長（鈴木元八君）

そのほかございませんか。

[「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり]

暫時休憩の要請がありましたので、暫時休憩をいたします。

梅原議員、どのぐらいの時間を要しますか。

[「15分ぐらいです」と呼ぶ者あり]

15分、暫時休憩といたします。

午後 3 時02分 休憩

午後 3 時14分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

引き続きまして質疑を求めたいと思いますが、質疑のある方、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

この問題は、最初に全協ないしは議会運営委員会で指摘を最初にしたわけですが、ちょっとわかりませんが、これは要は補助事業でやる事業でありますので、その辺の国からの助成等も含めた中で、入札を一たん破棄をして再入札した場合にどういう影響が出るか、その辺、もしわかればちょっと教えていただきたいと思いますが。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

私の方としましてはクロという判定をしなかったものですから、仮契約をいたしました。もしこの仮契約を執行部側で破棄するというのであれば、それなりの理由は必要かと思えます。仮にもし破棄してやり直すという場合は、当然業者を変えなければならないということも出てくると思えます。そうした場合は、町内業者ではなく、町外の業者で指名にするかどうかということもなってきますが、現状のこの7社は外すことになるかと思えます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

工期的な問題もあるだろうし、それから発注の時期の問題もありますので、その辺のところの影響はどういう形になりますか。

議長（鈴木元八君）

工期その他の影響につきまして。

まずこちらから行きます。

伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

では、今の谷口議員の御質問にお答えしたいと思います。

本件工事につきましては、最初提案させていただいたときに、工事の請負契約を2件、委託業務を1件、合わせて3件の業務を国の社会資本整備総合交付金というもので事業を進めていくものということで、1月20日の臨時議会において予算措置をさせていただいたものです。その

中で、繰越明許の翌債という説明をさせていただいた記憶がございます。翌債につきましては、22年度事業でございますので、これを23年度まで一括して工期を設定するものでございます。ただ、このルールにつきましては、年度内に支出負担行為を起さなければならないということになります。今回の本契約がかなわなかった場合、入札をやり直すということになると、国の方と県の方に、翌債ではなく違う方法があるかどうか、確認をせざるを得ません。その予算が国からの3,900万の交付金を予定しておりますけれども、これがいただけるのかいただけないのかは、今ここではちょっと確認ができない状況にあります。ただ、手続きできておりますのは翌債ということで、くどいですが、年度内に契約をし、支出負担行為を起し、次年度までの工期を7月末日までを予定しておりますけれども、とるということで、国及び県から承認をいただいております。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

社会資本整備交付金等の縛りがもしあれば、この工事を進めるに当たっても一つ大きな影響が出ていくかなと思うんですが、ただ、今まで、我々から見れば、たまたま問題が表面化しただけで、入札に関して内訳書の確認もせずに業者に入札参加させておるといような安易な手法というものが、むしろ今は逆に問われた問題だと思いますので、今後、少なくとも公共事業についてはきちっとした内訳書も要求しながら、その辺のきちっとした対応の確約をいただくと。今回については、それなりに町長の方から一言その確約も含めてきちっとした対応の言葉がいただければ、我々もそれなりの対応ができるかなと思うんですが、どうですか。町長、この問題について、これは単に契約担当者だけの問題じゃないと思うんですが、町の資質の問題だと思うんですが、町長、もし何かあったら一言。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

この件につきまして私が確認をいたしましたのは、クロという確証、いわゆる証明が逆にできるのかということでもあります。もう1点が、今の内訳書の問題であります。私が受けました、表現がちょっと違っているのかもしれませんが、内訳書については、当初から存在しないでなくて、落ちなかった時点で廃棄したというような形で業者は言っていたという報告を受けております。ただ、本来、今パソコンでやるべきですので、紙じゃありませんから、廃棄つ

ていうのも信憑性は欠くなあと云々を言わないと。

今後の対応としては、どの業者をアトランダムでやっても、内訳書は必ず提出させると、それしかないよと。若干胸をなでおろした部分があるとするならば、いわゆる守秘義務ということで、今は事前公表を予定価格しておりますので、行政側のそうした問題というのは、ある種起きないであろうと。ただ、行政側の姿勢として、今後業者と向き合うについて、どのようにクリーンにしていくか、これはハードルを高くしていくより仕方がないというふうに思っておりますので、今回を機に、いわゆる電子入札の期間があるわけですので、途中で開封は基本的には担当者でもできないという状況でありますので、全員が入札したその後しか開封できないということになっておりますので、この辺の機械的な部分の問題、あとは、そうした金額を出すについてのプロセスをきちっと確認できるような形での入札をすべきということで、副町長以下、入札に責任のある者に申しつけたというところであります。その点については、今後疑われないような形で業者にも臨んでもらうということと、行政としても毅然としてその部分の要求はしていくということにしていきたいというふうに考えております。以上であります。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

最後に1点だけ。

これ再入札という場合は、年度内に可能かどうかということ、これはどうですか。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

今、繰り越しではなく翌債という形での課長の説明を申し上げましたが、基本的には再入札をするについては、若干の設計変更もした金額が変わったものになってこないと、再入札の意味もなくなります。そういう形で、国の方、県の方との協議をした上で再入札をしようとする、多分時間的には無理だろうと。したがって、今回の社会整備関連の補助金については、逆に減額して、この事業はやらないという結論に達してしまうのではないのかなということは危惧しております。

議長（鈴木元八君）

そのほか。

[挙手する者あり]

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

副町長にもう一度お尋ねしますが、今回のこの件に関しまして、副町長がその入札の責任者として、今後どういう対応ができるのか、どういうことをやるのかということを確認に示していただけますか。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

調査委員会がございまして、これは私をトップに、部長、参事、それから建設課長、総務課長、上下水道課長が入った9名の組織になります。そこでもう一度この入札の件にいたしましては、もう少し協議をまたさせていただきまして、入札の透明化につきましては図っていきたいと思っておりますし、今後町内業者の方にも、こういった問題が起きるということは、先ほども申しましたように、何かあるのではないかとということも当然危惧されますので、その辺のところを町内業者の動向等も見据えながら、町の方としてもしっかり見守っていきたいと思っておりますし、入札に関しては、当然公正、公明な入札に努めていくことはもちろんでありますので、引き続き努めてまいりたいと思っております。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

本当にこれかなりグレーで、7,000万以上の工事を税金を使ってやるわけですので、本当に真剣にそういう意味では見ないといけないと思うんですね。近日中に副町長の方から、入札制度の改正も含めました抜本的な改革策を示していただければ、多方面に迷惑かかることですので、それを確約していただけるんなら賛成に回りたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

この入札制度につきまして、当然不備があるということであれば、当然改革は必要であります。先ほど来、工事内訳書の話が出ておるわけですがけれども、現在、この土木の積算については、岐阜県の方の工事の積算基準という、いわゆる工事内訳書をつくる前の工事の積算に対する単価はすべて出ておまして、それについてはもうすべてインターネットで見えるようになっておりますので、工事積算についてはどの業者もできると思います。ただ、そこから幾ら努

力して入札価格を落とすかというところの争いでありますので、この入札に関しては、あくまでも業者努力ということになってくると思います。この町の入札の規定、いわゆる規則を、もちろん見直してはみますが、そこで当然必要であれば、契約審査委員会に諮って直していきたいと思いますし、また、議員さんの方から、こういうところに問題はないかと御指摘があれば、当然検討はさせていただきたいと思っております。

それと、先ほど、談合マニュアルがありますけれども、これも若干電子入札に対応してないところがありますので、こういう点については至急直していくということにはしておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

先ほど副町長の説明によりますと、僕らは専門家じゃないから詳しいことはわからないんですが、工事の難度では、町内のこの7社ではその難度的にはできない工事も、業者によってはできない業者もあるということですが、これは僕も決して反対じゃないんですが、町内の業者を育成する、町内の業者を使って行って、まちの活性化を図っていくというのは、僕もこれはオーケーだと思うんですが、こういう難度の高い工事をそれに限っちゃうと、どうしてもまた今回のようなことも起こり得る可能性があると思うんですね。ですから、こういう工事の内容によっては指名業者をもう少し考えるという気はないですか。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

町の基準といたしまして、金額によって業者のランクも決められてきまして、それから金額によって何社以上ということも出てくる場合もありますので、そういった、いわゆる総合評価の点数の基準等が、今回の場合は650点以上でしたけれども、それ以上の点数にすれば、当然質の高い業者ということになってきますので、そうすると、町内の業者では足りないということも出てきますので、そうすると町外の業者も参加という形になるかもしれませんが、その辺の点数については、また今後検討をさせていただきたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

じゃあ、検討じゃなく、出していただけるんですね、改革案を、近いうちに。その確約してください。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

具体的な改革案は何が必要かということで、ちょっと今私の方で改革案、どこを改革するかというところが申し上げられないのが実情でございますが、どの辺を改革すればいいか、その辺の御指摘がいただければありがたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

これは単純明快ですよ。今回のようなことが起こらんように改革すりゃいいんですよ。

議長（鈴木元八君）

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

今回につきましては、町の方に何ら責任があるとは思っておらないわけでした、いわゆる業者の方で、どなたが新聞社の方へそういう通告をされたのかということも不明確でありまして……、以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

亀井千歳君。

8番（亀井千歳君）

この件を反対とか賛成というわけではないですけども、図面もできておりますし、仕様書もできておりますもんで、これは僕の案ですけど、二つに工事を分けて、二つに工事を分ければ今までの業者を二つに、また点数の低い業者も入れるということが出来るもんで、二つに分ければ金額も小さくなるし、工期の問題も、二つの業者であれば早くできるし、仕様書や図面はもうできておるもんで、それを割るだけやもんで、僕は入札するのがあとそう時間がかかるというふうには考えておりませんけど。以上です。

議長（鈴木元八君）

答弁要りますか。

8番（亀井千歳君）

そういうことなら答弁してください。

議長（鈴木元八君）

伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

では、亀井議員さんの御質問にお答えします。

繰り越しの手続をしましたときに、工事名、工事業種も一緒に繰り越しの手続をしておりますので、これが二つに、さらに一つを二つに分けられるかどうかは、これもやはり県を通して国に確認しないとわからないというところがあります。が、一つの工事を推進で160メートルほど計画しておるわけですので、これを二つに割って二つの業者でやるということは、物理的に困難な部分が出てくるのが1点と、経費が別々にかかりますので、経費的に不利な面が出てくるんじゃないかなど。1社が二つともとってしまえば、今度は合算経費ということでもとへ戻るような形になりますけれども、ちょっとその辺は疑問な部分が残るとというのが正直なところでございます。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

亀井千歳君。

8番（亀井千歳君）

僕はこういうことはあまり言いたくないんですけど、同じ仕事をやっておりますもんで、工事を二つやと高くなるということですけど、二つの業者ができや、下請は1本で、下請の業者は一つやりやできますので、下請はどこの下請を使っても自由ですので、何もこっちの推進の業者、こっちの推進の業者、別々にやらんでも、一つの業者にお願いすればできることやもんで、それは問題ないと思いますけど、経費の件については、今回はどうなるわかりませんが、建設業者の不備もあったということですので、多少その辺は考えていただくということですね。

議長（鈴木元八君）

答弁はよろしいですか。

8番（亀井千歳君）

もうよろしいです。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

梅原勇君。

10番（梅原 勇君）

先ほど谷口議員の質問で、町長はそこまで明確に今後入札制度を考えないかなとおっしゃ

っているのに、どうしてその責任者である副町長は明確に改革しますと言っていただけばいいですよ。そうすると僕らも気持ちよく立ちますから。

議長（鈴木元八君）

副町長 竹内正康君。

副町長（竹内正康君）

委員会を早速開きまして、一からもう一度、町の入札執行の手続等の規則を見直したいと思
います。よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第22号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（鈴木元八君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお、14日に民生文教常任委員会、15日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催して
いただきますので、よろしく願いします。

次の本会議は3月18日午前9時より開会する予定ですので、よろしく願いします。

これにて散会します。御苦労さんでした。

午後 3 時36分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

